

7  
402

新編圖書目錄

卷一

部一

號一

部二

號二

部三

新編圖書目錄

實事譚第十七編

○瀬川五郷の實説

遊女瀬川と其情郎五郷といへる者の事、領城買虎の巻といふ小説に見え世に名高きを以て演戯にても屢々これをものすめり去れども其實説に至ては右等に作る所と大に異なれば左にこれを掲ぐべし享保年中江戸淺草の邊なる再法庵といへる小庵に自貞といへる尼住めり此尼元ハ吉原江戸町松葉屋抱への瀬川といふ遊女なり其來歴を尋ぬ川父ハ大和奈良の産にて若き時より京都に出て卿家ハ奉公し名を大森右膳といへり其家ハ輩の女と不義をなし露顯のうへ兩人とも暇出で京居なりがさく其女を連れて古郷奈良へ歸り大森通



二 仙と變名し醫業賣藥等にてわびしく暮しける中一女子  
を擧ぐ名をおたかど附たり是れ即ち瀬川ありおたかの十六  
七歳のころ同所お住ひ玉井某が若黨源八といふものおよ  
かに戀慕して通仙が僕與八をたのみて艶書を贈るおたか  
これより従はず源八これを残念に思ひ親子の者を奇禍に陥  
れんとて或る夜ひそかに鹿を殺して通仙が家の前に置け  
り奈良にて鹿を殺すと當時堅き禁制にて若し誤つ者あ  
るとさひ人を殺その科と同一かりければ翌朝人々見附て  
大におどろき急ぎ奉行所へ訴へ出たり依て檢使出張して  
いろく吟味すれども殺人知れざるゆる通仙牢舎に入れ  
られ段々穿議のうへ通仙が仕業とい見ぬざれども殺人  
不分明のうへ其儘お差置くべきにあらずとて所拂ひと

ありたりそれより通仙の京都へいたりて山脇通仙とあら  
ため僅の營みをなし居けるが種々の難に遇ひ其後大坂へ  
漂泊して死せり跡に残れる妻子難儀に迫りぬるを鯛屋大  
和といふ者通仙と親しかりしゆゑ哀れにかもひて世話し  
遣し或る侯家の家來小野田久之進といふ百五十石取りた  
る勘定役の者の方へ彼娘おたかを嫁がしめ母諸共に久之  
進おたへ引取られ暫くの安堵の思ひをなしたりあるに  
享保三年主人江戸へ下るにより久之進も供して立歸り江  
戸深川なる屋敷の長屋に住みしが大坂表の跡勘定のため  
同十月久之進の用金四百五十兩を預り携へて登りしとこ  
ろ道中江尻驛に於て盜賊のために殺されて死せり依て主  
人の怒りはなはだしく武士の身として用金を取らるゝの

四 みかその身も言甲斐なく盗賊の手にあたりたる條他聞相  
濟みがさしとて久之進の跡目立がさく家内のもの離散せ  
り飛澤町若松屋金七といふ者日ごろ久之進と懇意なりし  
かばこれを憫れみ當分母子とも先づ我が方へ引とりおく  
まひけるに近隣より出火して金七類焼に遇ひ大に難儀の  
身となりければ家を仕舞ひて己れが妻の弟たる金戸町竹  
本君太夫といふもの、方へ同居してかゝりしがされども  
久之進家内の者を見捨すに尙ほ引つれて食客とあし置  
けり此内にかたか我が身の憂さを君太夫に語り此上老母  
の養育いかにとも詮方なし所詮我が身を遊里へ賣りて母  
と育み且の廓の謀國の人の入込むと聞き侍ればもしも夫  
の敵の手筋の知る、事もや侍るべきなれば何とぞ世話し

たまはれと涙ど、もに頼めば君太夫も哀れを催し幸ひ常  
に吉原へ入込む身なれば松葉屋へいさりて云々のよしを  
語る松葉屋に其折から長き奉公人を尋ぬる最中ゆゑ主  
早速に君太夫が方へ來りおさかの様子を見て相談極まり  
十年百廿兩にて抱へぬおたかお老母の事を金七に呉  
頼み置て自らの松葉屋も行き突出しの女郎となれり  
(瀬川夫の仇を討つまでの文尙は長け  
れば以下は十八編又載す)

○ 曾我十郎五郎の實説 (十六編の續稿)

(十番切の條)

五十郎の庭上お立て五郎の歸るを待ておたりしが五郎が結

經のとゞめを刺して來るを見て今や本意の遠げぬ我々名  
 乗りて人々に知れんといへば五郎尤もなりとて兩人大音  
 にて呼はりけるの遠からん人の音も聞け近らん者の  
 目おも見よ伊豆の國の住人伊藤次郎祐親が孫會我十郎祐  
 成同五郎時宗とて兄弟の者ども佐殿の館の口にて親の敵  
 一家の工藤左衛門尉祐經を討取て罷出るなり我と思はん  
 人々の留めて功名せよやどの、しりたりされども人々の  
 晝の狩倉に勞れたれば音もせず兄弟小柴籬のもとお躍り  
 より猶やも聲をゆげて呼はれども東西南北どもに寂然た  
 り三浦の館よてのかねてより知れたれども故と出るもの  
 もなし次の島山館にて聞附て榛澤赤澤柏原等を始めとし  
 て宗徒の者共出んとするを重忠聞きて騒ぎぞ人々よ會我

の兄弟が本意を遂ると覺えさりぬかに心嬉しく思ふらん  
 心静かまよくさせよさらぬだに若き者の心急ぎて仕損ず  
 る事あるべし静まらばといひければ出る者もあひけ  
 り兄弟の暫し休らいて出合ふ者を待てどもなかりければ  
 十郎いひけるいかお時宗一先づ此所を落て今一たび母  
 に遇ひたてまつり思ふ事ども語りやし猶やも事延ひば警  
 切りのあらん野の末山の奥へも閉籠り父は菩提を弔は  
 ん若し此事叶はずの心静かに自害するまでありといひけ  
 れば五郎聞ききて暫しおされる面色あて是の仰せども覺  
 えすい弓矢取りの習ひにて假りおも一足逃ると去るとの  
 口惜しき事にては命の惜しきにこそ法師ともなり山林あ  
 閉籠らめ幼少より思ひし事の遠げぬ何事を思ひ殘して落

孝養報恩をこそ送くらざらめ咎もなき母さへ召出され子  
 共の行方知らぬとあらじとて責問はれ罪にも行はれなば  
 我ら出ずして叶ふまじ愁ひに逃匿れて擲出され諸國の士  
 共に命惜みて曾我が者どもが髻切りしうへ細目の耻に逢  
 ひたりと沙汰せられんとの耻しきよされば時宗に於て  
 の向ふ敵あらば太刀の目釘のつゝかんほどの命こそ限り  
 なれといひければ十郎打笑ひて和殿が心を引見んとて言  
 ひけるあり祐成が心もかねて知りぬらん一足も引くべき  
 ものゝと語りて寄せる敵を待かけたり去程に兄弟が工藤  
 の寢所よ討入りしとき恐ろしさに聲も立ざりし二人の  
 遊女が兄弟の此の詞を立聞き走り出て館に狼籍人ありて

祐經も討され王藤内も切られさりと聲づくに呼はりけれ  
 ば始めてこれよ起されて諸狩屋の人々の慌騒ぎて敵の多  
 少の知らずそれ起きよとて鎧兜弓矢太刀馬よ鞍よどひし  
 めくやどに具足一領に二三人とりつきて引合ふものもゆ  
 り繋ぎたる馬に乗りて鞭うつもゆりそれがしかれがしど  
 罵る聲の最と喧しく聞えたりき良ありて武者一人出たり  
 て何者なれば我が君の馬前にてゐる狼籍をバいたすぞ  
 名乗れどぞいひける十郎打向ひて我ら最前名乗りぬれば  
 定めて聞きつらんかくいふ者いかなるものぞといへば  
 これの武藏の國の住人平子野右馬允なりと名乗る十郎聞  
 きて我等又向ひてかやらの詞の過分なり我らこそ曾我がの  
 者共なり敵討て出るぞ留め見よといひながら戦ふに一番

に進みし甲斐もなくのなはじとて逃出す十郎追かけ押付  
 の端より掻金かけて切つけ、れバ太刀を引いて逃行きたり  
 二番に平子野の姉婿横山繁の愛甲三郎なりと名乗て押  
 寄するを五郎打向ひて御ふん相手よの不足なれども人を  
 擇ふべきよあらず時宗が手並見よとて血に染みたる友切  
 真向あ差のさして飛である、る叶はじとや思ひけん少し  
 るひところを進まか、りて討ちけれの弓手の小腕打落さ  
 れて引退く三番に駿河の國の住人岡部彌三郎押よせ十郎  
 に走り向ひ左の手れ指を二打ち落されて逃げけるが頼朝  
 れ館れ構内へ走り入り敵の二人ならでいなしいさくあ  
 騒ぎいそと呼はりたり四番よ遠江れ國の住人原田小三郎  
 と号のりて五郎に打向ひ乳の間切られて引退く五番よ黒

彌五郎押よせ十郎に追たてられ小鬘を切られて引退く六  
 番に伊勢の國の住人加藤彌太郎走り來りて五郎に二腕  
 切り落されて引退く七番に駿河の國の住人船越八郎押よ  
 せ十郎に高股切られて逃げ去りたり八番に信濃の國の住  
 人海野小太郎と名のりて五郎に渡りあひまばし戦ひける  
 が膝と破られてとらと伏そ九番よ伊豆の國の住人宇田小  
 四郎押寄せて十郎に打向ひけるがいかゞしたりけん首打  
 落されて二十七歳にて死したり十番に日向の國の住人白  
 杵八郎押よせ五郎よわたり合ひ真向わられて失せにけり  
 此次に阿波の國の住人安西彌七と名のりて敵の何方にあ  
 るぞやとて立たり十郎打向ひて只今の人々の優しくも面  
 も振らで討死したるの見つらん引くなといひて出合たり

彌七さうにや及ぶと言ひもあへず飛でかゝる十郎足を踏  
 みちがへ餘所目にかけて丁と打つ肩先より高紐の端れへ  
 切先打こまれ引退くとい見ぬしが是れも其夜死せしとな  
 ん比しも五月二十八日の夜なりければ暗さの暗し降る雨  
 の車軸の如くなり敵の向處に在るぞやとて人々が走り廻  
 るどころを小柴籬に立隠れて出るを丁と切りての蔭より引  
 き籠り向ふ者をばたと切る切られて引退く者をば後陣  
 に受とりて味方討するも多かりけり兄弟大音にて武藏相  
 摸の強者のなきや早く來りて太刀刀の切味を見せよかし  
 敵の十人ある二十人あると後に沙汰するゑ我ら兄弟二人  
 れみなるぞ火を出せその明りにて名乗り合はんむげなる  
 者共かなと呼はりければ廐の舎人笠に火をつけて投出す

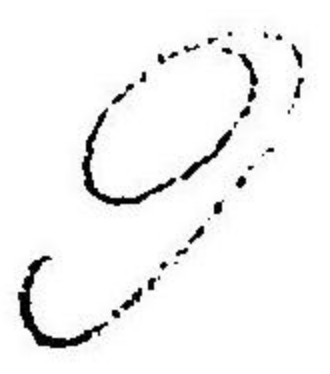
これを見て諸狩屋より我れ劣らじと雜人れ籠笠に火をつ  
 けて投出し又松明を點し連れて持出ければさすがの闇夜も  
 眞晝の如くにぞなりにける兄弟の尙ほも太刀を額より押あ  
 て敵に逢はんと走り廻るかとどころに武藏の國の住人  
 新聞荒次郎と名乗りて進み出てひひける敵の幾十人も  
 あれ某一人にや超ゆべき出合へや對面せんといふ十郎打  
 向ひて優しく聞ゆるものゝな引くなといひて飛でかゝる  
 其勢ひに恐れて一支へもせず逃ぐるを劇しく追かけたれ  
 ば逆所あくして小柴籬を破り高佃にしてぞ逃去りける次  
 に甲斐の國の住人市川黨別當次郎進み出ていひける狼  
 籍なすい何者ぞ名乗り聞あんどいふ五郎いふやら事新ら  
 しき問ひ條かな曾我れ者どもが親れ敵討て出ると幾度い



ふべきを憶して耳が潰れたるかさて箇様にやすん誰人ぞ  
 名のれ聞かんといへば是の甲斐の國の住人市川の別當太  
 夫れ次男別當次郎定光ありと答へける五郎聞きて躍りか  
 かりて打つ太刀に高股切られて引退く是等をはじめとし  
 て兄弟二人の手にかけて切りたる者五十餘人に及びたり  
 ろるほども諸館より出したる松明も時移るに隨ひて次  
 第に消えうせて再び元夜となりければ人々いたゞ此  
 所彼所に群立つのみにして今寄する者もなかりける長  
 ありて伊豆の國の住人仁田四郎忠經走り來りて十郎に打  
 向ひいかに曾我十郎祐成なるやと問ふ問ふ誰ぞといへ  
 仁田四郎なりといふさて和殿と祐成の正しき親類ある  
 りといへばいかにも其心ならば互ひに後ろはじ見するな

といふ十郎さうにや及ぶべき今夜いまだ尋常なる敵又遇  
 とす言甲斐なき人の郎黨の手にやか、らんど心にかけて  
 思ふに和殿も逢ふこそ嬉しけれ一家のえるとに同じく  
 忠經の手よりけて後日の恩賞又行はれたまへ我らが本  
 意ありといひつ、打合ひたり十郎が打込む一の太刀の忠  
 經が小脇にあたり次の太刀の小鬚を切るされども忠經も  
 聞ゆる強者なれば面もふらず大音あての、しりける伊  
 豆國の住人仁田四郎忠經生年二十七歳國を出しより命を  
 仁田君あさてまつり名を後代にとゞめ屍を仁田富士の裾野に  
 晒せなり後ろをば見せまじきぞ和殿も引くあといふま、  
 に互ひに力を盡し合ひ射を移して戦ひけりえうるに忠經  
 の新手なり十郎の最前より數多の敵に出合ひ力弱り腕つ

かれしうへ太刀より傳ふ血と汗手の中にまげくまはりけ  
 れバ太刀をひらめて受くるどころ鏢元より二ツ折れに  
 けり忠経勝に乗せて打つやどに十郎が左の膝を切りつけ  
 、れバ犬居ふなりてどうと倒れ腰の刀を抜き自害せんと  
 するどころを忠経太刀取直し右の肱端を刺通す今、是れ  
 までなりと思ひて忠経館をさして歸らんとするを十郎呼  
 びど、めて仁田殿歸るのまさなし同トくの首をとりて佐  
 殿の實檢に入れよ親しきもの、手ふか、らんの本意どか  
 し、入せや忠経殿と呼ばしければ忠経實にもと思ひけ  
 ん直又立歸り十郎が乳の間切てぞ倒しける十郎苦き息を  
 はり上げて時宗何處にあるぞや祐成すでに仁田の手よか  
 り空しくなるぞ時宗いまた手負ひたりとも聞かずぬ



ろにもして佐殿の前にぬたり幼少よの事ども一々にす  
 開きて死しいへ死出の山あて待ち申すべきぞ追つきたま  
 へと言ひも果てす二十三歳にして建久四年五月二十八日  
 の夜半ばのりに富士の裾野の露とぞ消えよける五郎の兄  
 が最期の詞を聞て死骸なりとも今一目見んとや思ひけん  
 又の忠経を討んとや思ひけん大刀振廻し大勢の中を切分  
 て走りより十郎の死骸にまろびか、りうらめしや時宗を  
 バ誰お預け置き何時まで生きよと捨ていかはせるぞやな  
 がらへ果ん憂き身よもあらず連れてましませや涙に咽び  
 て伏したりけり

○

(以下十八編お出ず)

○由井正雪丸橋忠彌の實説 (十六編の續稿)  
 去程ふ足洗村半左衛門を召捕りければ速に栲門にかけ徒  
 黨の者どもの事を尋ぬるに半左衛門苦痛堪へず逆意の  
 趣を一々申立たる末金井半兵衛吉田初右衛門といふもの  
 大坂の城窺ひのためかねて正雪の指圖にて攝州有馬に逗  
 留いたし居るよし陳べければそれ通すまゝとて急ぎ與力  
 同心を有馬をさして遣しけり扱も吉田初右衛門金井半兵  
 衛兩人ハかくとも知らず大坂一味の者の巨魁として有馬  
 に留まり湯治と稱して關東の内通を待つところ七月中旬  
 にいより江戸より早打あて忍びの飛脚來り熊谷三郎兵衛  
 出奔によきて事延引なりがたし因て來る二十六日の夜  
 江戸駿府を焼立る筈なれば其地に於ても當地の吉左右を

聞きまだい速かふ事とあるべきよし内通ゆりければ徒  
 黨の浪人らにも比事を告げ忍びくりに事を調へ江戸駿河  
 の便りを待ちおまけり玄かるに早くも二十六日過ぎ二十  
 九日にもなまじけれども何等の沙汰もあし駿河より有馬  
 での儀に八十里より足らぬ路程なるあか、る謂れなし不  
 審の限りありとて半兵衛玄かりに訝りけるが餘りの事に  
 堪へかね初右衛門お向ひて當所の山の間なれば往來も遠  
 くして何事も聞えず關東の事心にか、れば某山崎へ赴き  
 往來人の噂さを聞んど思ふなりといひければ初右衛門玄  
 かるべしといふ依て半兵衛の其日山崎まで出けるに關東  
 の噂さ最と高く此度由井正雪丸橋忠彌あといふ者逆意を  
 申し忠彌の江戸にて生捕れ正雪の駿河まで腹切となり

と到る處喋々として語り傳ふるにぞ南無三寶事破れしか  
と驚きながら尙ほ能く聞糺すに相違なしさて此邊にう  
るつくべきにあらす我身の上の大事なりとて取てかへし  
天王寺の邊にわづかの知已あればこれへ頼みて暫し身を  
隠してぞ居たゞける有馬にては初右衛門ありるべしとい  
夢にも知らず諸國より來り集ふ浴客と懇意あり圍碁双  
六に日を送り居るうち偶と浪人某が悴の十五歳になれる  
と親み離れがさなき思ひにて此日も半兵衛の山崎へ行く  
といひて出たるまゝ、いまだ歸らず徒然の餘りに旅宿の亭  
主を呼び酒を出させ少年又鼓をうたせ其身の謠ひをも  
し亭主の笛を吹きあらし樂しやと興に入り居りけりあり  
るところへ江戸より與力同心到着して先づ忍びを以て様

子を聞くに半兵衛の山崎へ赴きて留守なり初右衛門の何  
心なく酒飲みぬるよし聞えければさらば折よし搦め取れ  
よとて一同押寄せて初右衛門の旅宿を取圍み一番に與力  
某初右衛門が拍子をとりにて餘念なく居るところを捕ふと  
組附たり初右衛門心得たりと搔くゞ肩に引かつぎて二  
三間投出せり二番につゞきてかゝるを引はづし是れをも  
とらと投つくればそれ餘すなとて物人數はつとあるを  
初右衛門尙ほも踏倒し働くを折重りくゞて遂に組敷き細  
をぞ掛けさりけるかくて初右衛門をば直み囚人駕籠に入  
れ駿府へ送りけり此時初右衛門の小者權助といへるも同  
じく搦捕り駿府へ送り後お種々詮議に及びければ當分  
備ひする者にて其事情を少しも知らず一日に金三分づゝ

の給金を受けて勤めたる者のよし而親駿府へ至りて百方  
 哀訴せしかば預けてかへしけるが果して科なきに極り赦  
 免となれり此者の有馬より三里ばかり隔りある某村の權  
 右衛門といふもの、子なりしといふ扱て山崎より逃去り  
 し金井半兵衛の天王寺の邊にて二十日ばかり匿れ住みし  
 が一味の吟味追々嚴重となり初右衛門も既に召捕られ其  
 身も追捕の佐汰頻りなれば迎も天の網通れがたしなまじ  
 いに人手に渡り關東へ引れんも口惜し、幸ひ天王寺の佛  
 法最初の寺あるべしと思ひ夜にまぎれ忍び入り人音絶えし  
 後ち腹十文字に掻切てぞ死したりける翌日檢使至りて調  
 ぶるに一通の書置ゆ里其文よいはく

私儀此度油井正雪丸橋忠彌謀叛に組し大坂表大將に罷  
 向ひ者に座以正雪身上無心元從山崎駿河へ趣以正雪  
 成行を承度又吉田初右衛門事も氣遣お存早速罷歸以處  
 初右衛門被召捕以條殘念奉存以依之切腹仕以者也此上  
 宜敷披露奉願以以上

慶安四卯年

金井半兵衛正國

と書きたり扱又初右衛門既に駿府へ着しければ此旨江戸  
 へ注進するに金井半兵衛の漏しけるにや何様にも初右衛  
 門の栲問して尋ぬべきよし佐汰ありあるところは大坂  
 より早打を以て天王寺にて金井半兵衛と名乗里自害せし  
 者あるよし告來る依て親元へ預け置きたる彼の小者權助

を時出しこれに手錠をかけて大坂へ連れ行き其者の死骸  
を見せしめしに紛れもなき金井半兵衛なりとやす依て其  
首を搦潰おして關東へ下し後ち品川に於て獄門に晒しけ  
り是の半兵衛の五人の大將分たるお依て其科深かりしと  
ぞ聞えし

(以下十八編にのゝぐ)

○先代裁の實説

(十六編の續稿)

里見十左衛門の兵部少輔宗勝の政務を擅にするを諫めん  
と思ひ對面を請ひしに前書の如き返答あきて對面のゆる  
さず書面にて中越すべしとの趣なれば十左衛門書面よて  
の意を充分に悉すと能はず兵部少輔殿に對面叶はず重

役の密議に與る者に面會してこれと論し以て兵部少輔殿  
お達すべしと言送りければ宗勝之からバ家老原田甲斐の  
もとまで中送るべし我れ江戸へ至りし後ち田村氏ども  
にこれを聴くべしといふ十左衛門はく其事決して田村  
殿にの關係せずたゞ兵部少輔殿のみ一人の事を言はんと  
欲するなれば共に聽るゝをバ要せざるなりと此地に  
て對面を請ひしといへども宗勝聽らず因て已むを得ず  
して書面に十餘條を認めて宗勝に贈れり其書にいはいはく  
一御當家下々にて中唱ひの學文の不入者とすもれ御座  
ひよし及承ひ左様に座し得れば家中の皆禽獸の道  
に落入すは第一從公方様天下へ書出おも發端の左  
文右武と座し得ば公方様の仕置にも違背之事

に罷成以扱また武家の肝要の不知文道して武道終に  
 不得勝利と座以旁以淺間敷とに奉存以事  
 一 龜千代様へ心入に應其役目忠不忠を被相糺可被  
 召仕以之處兵部様の自分以用に親疎を以分被成以  
 様に奉存以事

一 去年於京都金子被爲借拜借被仰付以様に家中より  
 訴訟中上以處に其段の被指留兵部様御用に御借用被  
 成龜千代様の領内にて米爲御買以商に被成以事  
 一 當時御目付衆を被召仕以様子を見分仕以得べき品をこ  
 し被召仕以儀第一殿様御爲のたふも不宜奉存以事  
 一 唯今の御仕置之様は殿様は家中出入用衆小性頭衆  
 を兵部少輔様の疑心被成以て其身の不及は領内

万民まで安堵之思ひの無座以事

一 守役之衆の事口上有之  
 一 日野九十郎出入に付日野三太夫を退出以事  
 一 遠山勘少由事於今以評定衆に被相加以事  
 一 奥山大學を兵部様は一人の了簡を以執權者之様に  
 被召仕以故兵部様も天下の人口に被爲得嘲以事不遊  
 一 止先非を以悔不被成儀悉皆以家の以不爲此時と奉  
 存以右之條々具に被聞召届以趣意を奉承知愚案の旨  
 一 趣進て又可中上以依御意此方家老中を以品々中上拙  
 者知行指上以領地の傍に罷在龜千代様の成長迄若存  
 一 命仕以の龜千代様之右の品々中上度念願までには  
 一 座以如此中上以儀兵部様の意に障以成敗被成以とも

忠死是勇士の好む處に座し毛頭驚や間舖し私儀  
 家の爲に輕き一命數度御奉公仕し事の兵部様にも  
 此覺被遊し事ども涉座し得ども最早涉失念と相見へ  
 予し問書付上し  
 一 綱宗様は部屋住の分時の斷酒被遊し處に代に罷成  
 いても間無座濱の涉屋舖唯今涉作事出來して涉移  
 徒被遊し其夜兵部様も涉同席にて大學取持さて仕  
 酒を差上し處則綱宗様涉酒好被爲成しに付て大學私  
 お相談すし間拙者致惡口し付其時私落度の様より  
 口上有之段大條不求和田織部證人にて座し事  
 一 先年坂本八郎右衛門目付に被仰付し時分涉目鏡違之  
 由拙者一人達て上し段の大條不求茂庭周防被存し

事  
 一 右之八郎右衛門は家の邪魔をなしし予しお付拙者討て  
 捨可すとす上し段の兵部様具に御存被成し其節影敷  
 此感に預りし此段飛彈守にも此感被成し水戸様へ  
 此漸し被仰し處中納言様おも殊の外賞美被遊しよ  
 一 飛彈守様よと片倉小十郎を以被仰聞し事  
 一 奥山大學威を振ひ有間敷儀覺悟仕し處餘人不存し内  
 一 拙者見届しゆへ伊藤新左衛門と私斗詰よりも眞先  
 一 兵部様へす上し段は定て御覺可被成し事  
 一 右の大學の所行共之有増を習付渠が宅へ拙者持參大  
 一 學入披見し此す分仕し様にとすたる儀のそのころ此  
 一 方よ被成御座し公儀は目付衆も被成御感同姓庄兵衛



を以て被仰下し事此段の以來また罷出度術を仕し  
 小付拙者押置紀伊大納言様は家來をたのみ大學が所  
 行の品を大納言様へ上し小付則被召出重て預御感  
 以右之通の奉公も仕置尤袴の上は奉公迄乍憚兵部  
 様は存之通少しの人に勝れ仕に付義山様は取立も  
 又人に勝れずは然る處眼病故は役目は訴訟仕引籠り  
 以上は自今以後如何様之儀存しても重く上義不可  
 罷成は是を限りに上し事に問如斯し可然様に被  
 仰上可被下し以上

正月十五日

里見十左衛門 判

多田木工右衛門殿  
 佐々木權右衛門殿

猶々上し儀ども中島伊勢の被苦敷間鋪座は條  
 以伊勢可上と存し呼に遣し得ども病氣にて不  
 罷登の間無是非は封の印二ツ返し難有奉存し  
 右之趣宜敷願存し以上

右の如く認めて贈りけるに宗勝披見のうへ返書を贈りて  
 辨解せり其書にいはく

去る十五日之書狀令披見然に其方存寄之儀有之は  
 間被申聞度由先達て被申越併我等儀遠慮之段申遣し  
 へバ別紙被申越紙面の趣一々令一覽し  
 一 龜千代様は家中にて申唱の學文の不入ものど申者  
 有之由に付了簡之通書面の趣承知し夫の何の辨も無  
 之者申儀を取上被申哉と存し如紙面公儀は條目にも

文道武道の發端を被仰付し事如何も存之前に併  
 去年の濱屋舖於御次之間毎度講釋有之様に及承い面  
 々宿所へ打寄りて學文被仕し事各別於番所大勢打  
 寄講釋被承之若議論杯被仕出いて却て好事も惡事  
 と可罷成以哉は前代に無之事に間世上之取沙汰有  
 之得ば如何に存いに付柴田外記へ噺の序我等や  
 と覺い學文之儀惡敷との不存い故同氏市正宅にて至  
 于今内藤閑齋杯呼りて折々學文や事  
 一龜千代様は我等心入い事應其役式忠不忠可相亂い處  
 に我等儀自分の用事を以令親疎い儀手前に一切覺無  
 之事

以下十八編にかゝる

3人 71

○忠臣藏の實説の内 竹森喜多八 (十六編の續稿)  
 かくて只七の赤穂城引渡しの後復讐の同盟も加はり其身  
 の江戸に在りて假りに姓名を變して渡邊七郎右衛門とい  
 ひ此所彼所に寓し居りて堀部奥田等にも肺肝をくだ  
 きて事を果さんと待ちければ京都に在る同志の者大石  
 をとじめとして議論とかく延引お及べ只七耐へかねて  
 一先京都へ赴き人々を勸めて事を速にし若し聽入れざる  
 とさひこれを打捨て新黨を結びて事を舉んと思ひ元祿  
 十五年二月中旬のころ堀部奥田は此旨を告ぐる堀部い  
 ふ某大石氏との親しからざれども小山氏との交深し義も  
 勇もある人なれば必らず違變はすよじと思ふ舊冬大石下

向の時三月を限るの約束をなせしよ彼人表に承知した  
 れども裏に心服せざるの色ありたり何とも以て我等が  
 心に得ずよとへ大石異心あるにもせよ彼人を省きて事を  
 遂げられまじき又移らず上方に於ても原潮田等随一の士  
 なり其元上方へ登られなば第一大石に決断をす、め第二  
 への同地の同志に牒し合せ大石と引分れても事を果その  
 術を計られよ敵若し遠國へ引取りあば極めての難儀なる  
 べし此利害を説きて同志急に下向するやう計りたまへど  
 いひければ只七心安く承引してたどへ大石を除くともい  
 かでの義に進むの人あからんや某上京せば速に同志を催  
 し押付下向をべしとて同月十八日江戸を發足し三月朔日  
 に大坂へ着せりそのころ原總右衛門が天瀨老松町の邊に

住みけるに尋ね往て江戸の様子を語り堀部與田が詞をも  
 傳へしに總右衛門一々山科のありさまを物語りて我等も  
 かねて此事を思へば先達て諸士どもも山科に集り既に  
 大石お引分れて事を立んといひしを内藏助さまへおな  
 だめ吉田近松兩人を江戸お遣し去冬内藏助三月限りと約  
 をなすといへども時節尙は早ければ今迄はし見合をべし  
 どの事を諸人お論さんさめ出立せしめたり御身の是れと  
 道中にて行違へにありしならんいかにも大石が言ふ如く  
 大事の急ぎて誤つべきに移らずといふ只七聞きてたどへ  
 吉田近松下りて宥むるも中へ堀部與田聽入るべきに  
 あらず所詮衆議二ツあわれめて事遂よなるべからずと  
 て嘆して別れたりそれより只七の矢頭右衛門七の假住居

新地堂島中町へ尋ね行きて一兩日旅の勞れを休めその翌日急便を以て江戸へ大坂の様子を言送り程なく京都へど至りけるかくて山科へ赴きて内藏助に面會し又同志のもどを一々尋ねめぐりて事を速にせんとを勧めしが或る日只七大高源吾に逢ひて大石に引分るゝの事を説くに源吾諭して此度の事の容易に手を下すべきはならず輕々しく事を謀りて誤つときハ末代の耻辱なり我等のゆくまで大石氏お従ふの心得なりといふ只七聞きて其許と我との先君世に在まそ時より常々左右に在りて相見ることも餘人に超えたり其頃互ひに義勇を談ぜしに其許の早や忘れしにや其許の心底何とも心得がたし必らず事も臨みな軍兵衛の如く逃走るべしと罵りけり源吾かさねて諭して貴

殿忠義の心おて一筋に君恩を思ひ江戸に在りて堀部等が純剛にあらひてさ言はるゝも理なりされども大石氏の正しく主君にも由緒ゆり文武の道に達しざる人なれば必ず不義をなすまトき人あり暫らく此地に留りて彼人を試みられよといひければ只七これに従ひて大高の假住居に逗留したりけりさて只七京都に在りて内藏助の心を探るお違變そべき人にゆらざれば大に安心して終に万事其の指揮に従ひけるが其年の冬に至りて最早時節至れりどて人々關東お下向せり因て只七も歸東せしがいよ／＼十二月おいたり討入の日も定りければ只七伯母登秋田源右衛門の方へ暇乞として至れり其日源右衛門の留守なりしが伯母のか糸て復讐の志を知りつれば只七包ますいひける

去年三月より心を盡しやうく此程ふいたり用意も整  
 ひ當月中よの本意を達する運びとなれり御跡に残り御吊  
 をもすそべき某なれども是非もなき世の習ひあて御先へ  
 命を落そありのやうに思ひつゞけいへながら流石に御名  
 残こそ惜けれ討入の日はいまだ知れずさゞれども内藏助  
 殿當月中を過すまゝ其心にて各々最期の暇乞ゆるべしと  
 のとなれば相違ゆるまじ只七仇家に討入り高名せしと聞  
 せたまはゞそれを此世の思ひ出とも思召したまはるべし  
 といふ伯母聞きてその本意の至りなり門出の心よて盃せ  
 ん吳くも敵と見まゐらせなば鉄壁をも打破りて討ちや  
 し美名を揚げらるべしその許の家筋のかねても知らるゝ  
 とほり大賢人孟子の末業ありかたく自餘の輩と同トか

らず若し仇を討渡されなば泉下まで面會をゆるしやさじ  
 先だ、れたる母人の心もろくやあらんとて盃をさしけり只七  
 受けてなかく人に先を越されずすまじは心安のれど  
 て十分に酒を傾けしが早や夜にも入りければ只七暇を告  
 げてもし討入の期延びはゞ又も参りやすべしさなくバ  
 これを此世の暇乞と思召したまはるべしとて立んどそる  
 を伯母まばし待れよ職せんとて香箱を取出して昔しより  
 勇士の戦場に臨むにの髪の内又物具等お名香を焚しめて  
 出陣そと聞けり討入の夜これを焚入るべし最期の引手な  
 りとて與へければ只七押戴き母人の在しまそともよも是  
 れほどの仰せの蒙るまじ御情けのほどこそ有がたけれど  
 て立歸りけりかくて吉良へ討入の夜只七間十次郎と俱に

上野介の首を得たり此夜一人の若者あり薙刀を打振りて  
 戦ひ只七に向ふ只七その眉間を切りつけ、れバやがて薙  
 刀を捨て走り去りたり只七急に追かくるところに一人傍  
 より出てさへしかばその隙に若者の何方ともなく逃去  
 りたり人々その捨る薙刀を見るに吉良の紋つきはれバ  
 さての若者の左兵衛殿ならんといへりぞ仇討の後諸士  
 分れて四家へ預けらるゝに及びて只七は毛利甲斐守の屋  
 敷に預けられたり翌年二月一同死を賜ふとき只七切腹の  
 場に臨み介錯人を振かへり見て暫らく待ちたまされど聲  
 かけて

仕合や死出の旅路の花さかり  
 と高らかに吟じ切腹して死せり(介錯人の鵜飼惣右衛門と

いふ人なり)時に三十七歳なりしといふ戒名を及姓春劍居  
 士といふ只七同家へ預け中馳走人なせが討入の夜の吉良  
 殿の屋敷の噂さ承りたきよし屢々問へども只七々々上野  
 介殿の傍家人の何れも耻かしのらぬ動さありしとばかり  
 にて餘の事の語らざりしと又赤穂の立退より夜討までの  
 咄しゆせず慰みのためとて軍書など出して手だに觸  
 れずたゞ歌書等を好みて讀みしといふ是れ只七のみは  
 らず諸士大概皆な此の如くなりしとぞ

松前屋五郎兵衛一心太助の實説  
 松前屋五郎兵衛の實説の世傳ふるところと大概の似と  
 といへども亦と聊かづ、異なるとる所もあればこれを記

すべし松前屋五郎兵衛の江戸淺草に住み米大小豆等を賣  
 ぎて家業とせし者なり五郎兵衛心廉直にして常み義俠を  
 好まけるが或る時同町の或る店へ酒に酔ひたる武士二三  
 人入來り亂暴を働きければ人々これを取押へんとするに  
 力に餘りて迷惑せし是時五郎兵衛も立出て右の侍共をい  
 ろくすかせども聽入れず五郎兵衛に打てかゝりしるは  
 五郎兵衛今のたまりのね一同を打倒して追拂へりこれを  
 見て町内の若者ら五郎兵衛は手並み感心して今より後劍  
 術の師尙と仰ぎて稽古しよしといふ五郎兵衛我等の左や  
 うの儀の存せず只今の働のこぼれ幸ひなりと辭それども  
 若者等聽入れず他町の者を交へずたゞ町内の者ばかり  
 にて稽古すべしとて迫りて止まざれば五郎兵衛已むを得

ずして承知せり若者等大に悦びそれよりの毎夜家業を仕  
 舞ひし後ち米屋の内へ集り劍術を學びけるまゐるに此  
 事誰いふとなく隣町へも聞えければ隣町に住せし旗下島  
 田藤左衛門の耳おも入れり此藤左衛門といふも常に門人  
 を扱つめて劍術を指南せし者にてその門人に川崎與五右  
 衛門内田惣右衛門といふ者あり是れも旗下の士なり或る  
 日稽古終りし後ち兩人藤左衛門に向ひて隣町の米屋五郎  
 兵衛が噂さ聞ききたまひしやといふ藤左衛門いとく我も先  
 頃より屢々聞きしが其者の町人ながら町内の若者を集め  
 て兵法の指南をそるよし奇怪のとにこそといへば與五右  
 衛門いふ右よつさ彼の町内あてい不屈なる噂さを唱へ  
 米屋こそいゝへつて隣町の島田殿よりい兵法遂又優て見

ゆるなれといふよし最と無念の至りなりといふ藤左衛門  
 聞くより大に怒りて町人の分際にて指南あどい片腹痛  
 し急ぎ彼の五郎兵衛を呼び寄せしどて頓て家來を遣と  
 せり家來松前屋にいよりて主人逢ひたきよしにつき只今  
 來らるべしといふ五郎兵衛承知して使の者を歸しけるが  
 心の中に思ふやういかなる用向にやまた米の無心なるべ  
 し行きて様子を聞んとて何心なく島田の方へいたりける  
 藤左衛門正面に座し左右に與五右衛門惣右衛門等並び  
 居て庭口より五郎兵衛を呼入れたり藤左衛門居丈高にな  
 りて汝が米屋五郎兵衛とすものあるか此間より様子を  
 聞くに町家の若者どもを集めて兵法の指南をするとのよ  
 しまかるよ我が門弟のとを汝が弟子の者ども嘲けるとや

らんいふ事を聞けりさればその分にてい濟みがさしいさ  
 我と勝負をせよ互ひに手の内の高下をくらべ見んといふ  
 五郎兵衛謹て左様なる事一切存せず殊に弟子あど・すす  
 者一人もなしと答ふれば藤左衛門大に怒りて汝偽りをす  
 して此場を遁れんと思ふや悟覺せよといふま、お腰刀を  
 引抜き椽より飛下り切つくるを五郎兵衛身をかかわして利  
 腕握み刀をもぎとりて二三間投げつけたり與五右衛門此  
 体を見るより大に怒りて推參ある町人かあど打てかゝる  
 を五郎兵衛これをも引握みて投げつくる物右衛門も續て  
 切のゝるを引かほし足とわけて蹴つければうつ伏しに倒  
 れさるこれを見て残る門人家來等の皆な庭外へ逃散りけ  
 れば五郎兵衛の詞にも似合はざる人々かなと笑ひつゝ立



歸せけり跡にて三人起き上りて此分にて濟されし  
 ばせんと談合せしに藤左衛門一工夫あしとて小者五六  
 人を呼出して汝ら頭にいさ、かづ、の疵をつけて五郎兵  
 衛毎夜く往來お出で路人に手を負はせ我々も既に斯れ  
 如く手を負ひしと町奉行へ訴出て彼を仕置に逢はせ此  
 恨を報せんと思ふありといひければ小者等聞きて迎も  
 相手向ひの勝負の叶はず公儀れ手をかりて彼を仕置ど  
 天晴れの計畧なりとて手にく小刀を以て手足等に疵を  
 つけ町奉行所へ詣りて右の趣きを訴へける奉行大におど  
 ろき早速下吏を召して米屋五郎兵衛を瀧め來れと命す依て  
 捕手の者五郎兵衛の方へいたして上意なれば細か、れど  
 いふ五郎兵衛身に犯せる罪の覺えはあけれども上意とあ

るに是非なしとて尋常に細にか、まければ役人ども家内  
 残らず付立道具家財に封印をかけ町家の者に預け番を  
 命してぞ歸りけるかくて五郎兵衛のその日より半舎へ押  
 込めけりこゝに其頃魚賣を渡世とする者に太助といふ者  
 移り心正直にして腕に二心二我白道と入懸してあし  
 が日ごろ五郎兵衛の方へ入込とて商ひをせしお此度五  
 郎兵衛が入半のとを聞くより彼の人は直ある心の人なり  
 いかで半舎お入れらるべき罪を犯すべきや合点の行かぬ  
 とありと思ひ松前屋の近邊にて問合するに島田藤左衛門  
 らが劍術の遺恨より事起しての仕業なると噂さ高かまけ  
 れバ急ぎ大久保彦左衛門忠教の方へいたしてひそかあし  
 上たさとおきて参りたり御對面を乞ふと言入れたり是は

太助彦左衛門の屋敷へも至りて魚を賣りけるに彦左衛門  
 太助の正直あるを愛して若し町方にて變りしとも知らば  
 我が方へ來りて告ぐべしといひしゆゑ斯くの彦左衛門の  
 もとへ至りしなま彦左衛門太助を招き入れて何事ゆきて  
 來りしぞと問ふ太助答へて我が日ごろ往通ふ米屋五郎兵  
 衛といふ者云々のとにて半舎中附られたり願くの御賢慮  
 を以て彼が難を救ひよまへといふ彦左衛門聞きてそは不  
 憫のとなまいかにもして救ひとらすべし去りあがら外に  
 汝聞込みたるといふあきやといふ太助島田藤左衛門のとを  
 聞けるまゝ、お語りければ彦左衛門はこれにて耳分りたり  
 我れ討らふべき旨あまんとてその日の太助を歸しける  
 實事譚十七編終  
 (以下十八編に出す)

明治十五年一月六日出版御届  
 同 年二月三日發行

(十五錢)

編輯人 新潟縣平民 松村操

神田區佐久間町  
 二丁目十一番地

東京府平民 望月誠

京橋區南鍋町  
 一丁目七番地

出版人 東京南鍋町一丁目七番地 屋誠

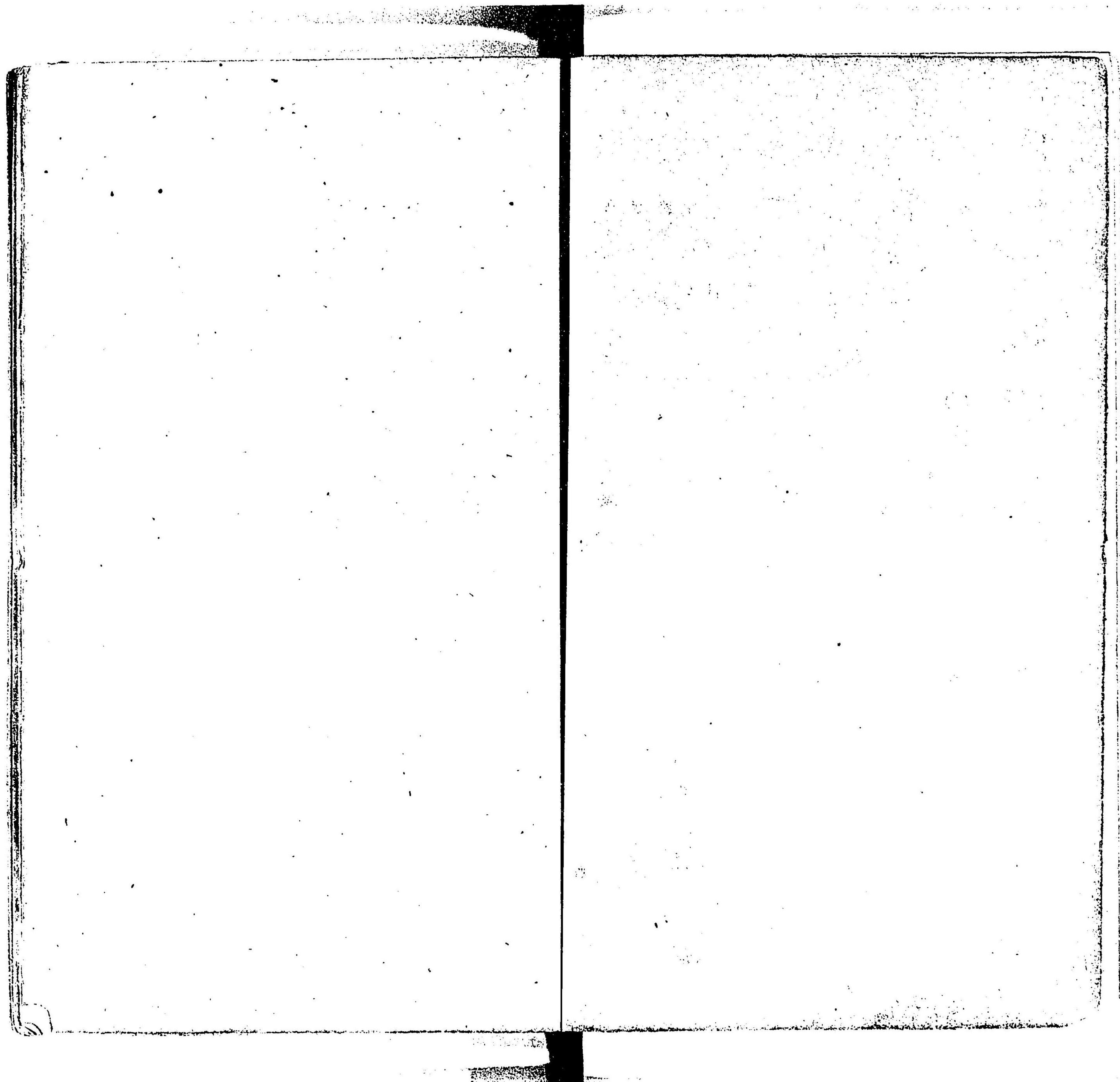
發兌元 大坂唐物町三丁目五番地 同支店

大賣捌所 東京三島町 中市兵衛

# 寶事潭

## 十 八 編

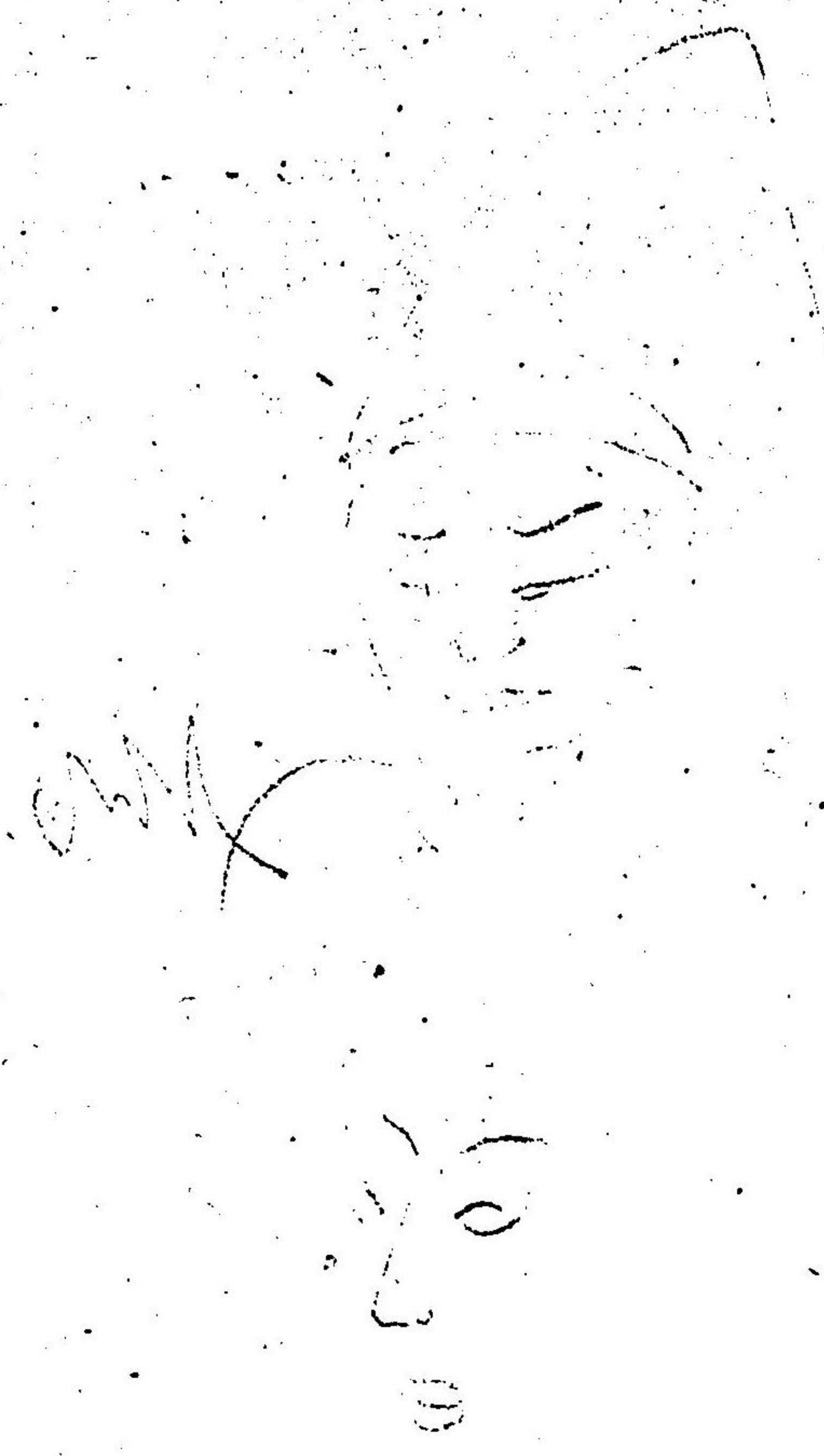
- ① 天草騷動の實説
- ② 瀬川五郷の實説 (十七編の續稿)
- ③ 曾我十郎五郎の實説 (同前)
- ④ 忠臣藏の實説の内 (頼朝問答の條)  
原郷右衛門
- ⑤ 先代萩の實説 (十七編の續稿)
- ⑥ 松前屋五郎兵衛一心太助の實説 (同前)
- ⑦ 由井正雪九橋忠彌の實説 (同前)



實事譚第十八編

○天草騒動の實説

天草騒動の起りしは寛永十四年のとしに翌年四月に至りて事全く鎮定せり此事の軍談師などいふ者も常お語り又演劇にても作りしとゆりされども其實説の大に是等と異なれば詳かに其顛末を記さむと思へども事甚だ長くして一冊の載悉すべきにあらざれば其要を摘て掲ぐべし初め大友豊後守小西撫津守の滅亡せし後其遺臣多くな民間に散在せしが大友小西二家のかねて耶蘇教を信仰せしゆゑ遺臣らもひそかよ其宗法を奉じけるが遺臣等の關東へは來らず皆な西國へ逃留まり肥前に最も多く住居せりまかるに島原の城主有馬左衛門佐直純の家人らも耶



三 蘇教を信する者多かりしかば徳川家康公これを聞きて左衛門佐々木頼地を日向に移せしむるも家人等皆な日向より移るを欲せず種々に口實を設けて拒みしるも家康公使を以て左衛門佐を諭せしに左衛門佐某もどより國替を拒むよほらず家人らの事力盡して論をべしどて遂に日向へ移り住せり因て其跡へ松倉長門守重次國替を命せられ島原を來り領せしが長門守新入國の際なれば士民いまだ親まずこれを幸ひとして耶蘇の徒次第其領内へ入込みひそかに愚民を誘へりまかるに長門守のこれに心附きて移りさこに島原の近き邊に天草島といへる島あり此島の唐津の城主寺澤兵衛頭賢高は領地なるが唐津より島への路程遠きを以て一城を富岡に構へて天草島

を守らしめ其家人三宅藤兵衛を命じて支配せしめたりまかるに藤兵衛の賦歛嚴重なりしゆる百姓ども皆これを惡みて二心あり耶蘇教徒これを時としてひそめ島原へ赴き百姓らを宗門に勧め入れ且ついへるやう先輩皆て天草島に一の神人出て此法を弘むべしといへり今天草島も天草四郎本名益田時貞といふ者あり此者こそ右の神人ならぬ且此程天に赤雲立ち地よ不思議なる花咲けり是れ皆な先輩の言へる祥瑞なりといひしに折しも十月のとなるに櫻に狂花の咲きけるを見て愚民らの實に然るべしとて其徒も入る者日に多かりしとぞ

(以下十九編よかへ)

○瀬川五郷の實説

(十七編の續稿)

扱ふか松葉屋の女郎となしに元來容貌風儀ともに備はり諸藝に格別長じければ主い大に悦び間もなく瀬川と名を改めさて此家第一の女郎とせり此名の松葉屋代々の通り名あて通例の女郎に此名をつけず前の瀬川の去年大傳馬町の何某に受出されまばらく此名絶えたりしを幸ひとこれを後の瀬川あして二間の座敷と持させ時めさふりまかる又享保七年四月ころ上方の客三人連れにて松葉屋の方に流連し中三れ女郎歌浦八重咲幾世といふを揚げて數日遊びけるが或日亭主を呼びていひける我々これより鎌倉を一見して又こへ歸るべしそれあつさ金子少々こ、にあり鎌倉へ携へ行んも必遣ひなれば路用の

と持參して其餘の爰元に預け置きたし自然に右路次まで金子遣ひ切るともあらば飛脚を以て取りよ越そともあるべし其時の渡したまはるべしといふ亭主諾して尤も金銀のとなれば容易に預りがたし印鑑を殘し置れよといふに右の客の尤もありとて印紙をわたそ亭主金子二百兩と右の印紙を請取り勝手へ入り女房おも其段を語りて印紙を出し見せけるところ又折節瀬川は女房の髪を直すとて其座に居合せけるが彼の印形を見て何とやらん見知りさる印形ゆる其ま、部屋へ歸り殺されし夫久之進が印形の書附を取出し見るに違ひなしさていと思ひ亭主に乞ひて彼印紙を借りとくと合せ見るに聊か違ふ同印ありければ女房に其客の事を問へば傍輩歌浦の客にて上方にて身分

六

ある者なりといふ左あらば其腰の物を見せたまへといふ  
 凡そ遊廓の法にて貴賤となく遊興の間其家へ腰刀を預  
 け置くとなれば女房をなとち戸棚より歌浦と札の附たる  
 脇差取出じて見せけり瀬川取て改め見るお夫の指料に違  
 ひなしさりけなき体よて女房へ脇差を戻し部屋に歸て金  
 七が方へ文にて知らせ心静のよ身拵へして用意の一腰を  
 襲衣の中へかくし彼の者の遊び居る座敷へ忍び行き襦の  
 間よりさしのぞけば歌浦もたれか、り居る客の儘かよ  
 其昔見覺えたる源八なりおはやと騒ぐ胸を去づめて密の  
 よ歌浦が了髪を呼びて歌浦の客のあれありやと聞亂し扱  
 歌浦を了髪に呼びのけさせ客の襦にもたれて淨瑠璃をか  
 たり居けるを思ひ込んで襦越しお詞をのけ肩先より乳の

七

上まで突通と源八の不意の事にはあり一念込んだる切先  
 お貫かれ悶へ苦しむばありにて敵とると能とす連の兩人  
 瀬川を抱き留めんとするを振切て夫の敵なればかくの如  
 しといひながらとゞめ刺んと源八が上へ乗りかゝるとこ  
 ろを亭主はじめ其外の者大勢追々駈つけ双方へ引分け  
 敵討とあつても証據なくしての上へのや上容易なるまト先  
 づ此ま、よして公儀へ訴へ檢使を請て公裁にまのをべし  
 ど急ぎ訴ふるところに金七瀬川が老母君大夫の三人も息  
 を切て馳せ来り委細の様子を聞き年來の本望此上なしと  
 て悦ぶと限りなし程なく檢使来り段々詮議のうへ手負を  
 連歸り役所において嚴しく手負を糺明するところ奈良に  
 て鹿を殺し通仙に難儀をかけ京都に於ての悪事數條をれ



八  
より道中の強盗となり江尻にて小野田久之進を殺し金子  
四百五十兩其外腰物以下雑具残らず奪ひ取り上方者と偽  
り江戸へ來り吉原にて遊興いたし居りし趣悉く白狀せり  
同類二人の者の源八が傷を被りし日より逃去りしが是れ  
も神奈川にて捕へられ何れも大科の者どもなれば品川に  
て源八はじめ三人ども梟首せらる又瀬川事ハ年來の本望  
を達し其上下の事より大罪人相顯れ尤も神妙の至りなり  
これに依りて今日より傾城奉公をゆるされ松葉屋亭主事  
ハ存せざる儀どハヤしなから盜賊の宿いとしたる段不届  
ふつき瀬川が抱料百二十兩の内今日以後のところ損失た  
るべし且又盜賊所持の金子二百兩ハ事元來ハ侯家の用金  
たる由なれども最初右盜賊の事上へ届もなきにより官へ

九  
沒收となし扱て右金二百兩を若松屋金七竹本君太夫へ渡  
され申渡しの趣ハ金七君太夫事年頃瀬川が老母を育み遺  
したる段奇特の至りなり今度瀬川事女の身にて知れがさ  
き敵を討ち其筋より公儀の科人相知れ其身の本望のみか  
上への彦奉公に相成り神妙につき右金子瀬川へ下されハ  
により金七世話いさし老母諸ども流涙いささるやう取  
計らひ遣とそべき旨言渡され一件悉く落着しければ瀬川  
ハそれより直に幡隨院の弟子となり剃髮して自貞と名乗  
り淺草邊の小庵再法庵といへるに住みて親夫の跡を吊ひ  
老母諸ども念佛三昧に入り行ひすまして世を送れりとぞ  
再法庵の壁ハ數首の歌を書きつけしが其中の一首に  
池水よ夜なく影はうつれとも

とありしとぞ彼れ傾城虎の巻の瀬川五郷の事右の事實を翻案して作置しものなりといふ

(尙は一説有り十九編にかゝる)

○會我十郎五郎の實説 (十七編の續稿)

こゝに又堀藤次と名乗りて一人の武士出來りて五郎の何處へ行きたるぞ兄の討たるを見捨て落けるかや未練なりと呼はりつ、尋ね廻りければ五郎これ聞き起上り大刀取直して兄の討たれしを見て何處へか落つべき結成仁田の手にかゝりぬ時致とバ和殿が手よかけて斬れよ惜

まぬ身ぞといひながら切てかゝる藤次川はずして逃け行くを五郎追ひかけ己れ何處まで逃るぞ詞に似合はざる臆病者かなとて隙間もなく駈來る藤次外へ逃てい叶とじとや思ひけん頼朝の館へ逃入り奥をさして登り行く五郎もつゞきて入りければ藤次幕を揚げて走入る五郎も幕なげ揚げて何處までも追て入らんとそこ、又五郎丸といへる小舎人有り此夜頼朝に側に侍坐して非常を警め有りけるが今五郎が藤次を追ふて入るを見てこれを手捕おせんとて薄衣引かつぎて幕の邊に立たりけり五郎の一目見されども討入りしとき女に手ばしかくるなど兄がいひし詞耳も残りゆれば五郎丸を女なると見誤りて太刀のむねにて通りさまに一打ゆて、過ぎけるを五郎丸我が前を少し

遣りすこし薄衣打捨て矢庭に後ろより得たり應と抱きと  
 むる五郎の大力に抱かれながら物とせせず是のいかに女  
 にていなありけり物くしやといつ、宙より引さげて入  
 らんと五郎丸叶とじとや思ひけん敵をバ斯うこそ抱け  
 箇様にこそ抱けと高聲に罵りければこれを聞きつけ禪司  
 太郎丸走りより逃すなとて取附くこれにつきて御廐の  
 小平次を始めとして三四人走り出て取附きけりされども  
 五郎事どもせず二三人を投げのけ大庭に跳り出んと働さ  
 けるが餘りに足ふ方を籠めしゆる板敷耐らへずして足を  
 踏落しぬ抜かんくとおせるところに小平次彌平三起さ  
 おがり左右の足に取附きければ其外の雑色ども餘すな漏  
 らすあどてかなぐりつく五郎心の猛く思へども多勢に敵

する能えずして遂に搦め捕られけり小平次頼朝の前にい  
 たりて五郎の搦めどり十郎の討たれいといひければ頼朝  
 感賞して神妙にやたり五郎をバ汝お預くるぞとありて頼  
 て祐經の屍をバ和田義盛梶原景時に命して檢視せしめら  
 れけり翌日頼朝幕中に坐して五郎に尋問ふべき事あり連  
 参れどあり小平次命を奉じて五郎の細とりて連行くを見  
 て小河三郎祐定いひけるいぬに小平次侍に細つけず  
 とも具してまゐれかし山賊海賊の徒にゆらざれば逃げ失  
 すべきにもゆらず事により人にこそよれむげに情なしと  
 戒めければ五郎聞きて打笑ひ誰とて一言の情をこむる者  
 もあきと和服の芳志のはとこそ嬉しけれさりながら和服  
 時致お親きとい人皆知れり箇様の身になりての好みの入

るべからず詮なきさあしらして人に聞かれ方人したりと  
いはれたまふなど恐る、色あく引かれて庭前へぞ出にけ  
る此時新開荒次郎實光狩野之助宗茂立出て上へきと  
らバ急ぎやいへといひければ五郎大の眼を見張り兩人を  
にらみて見苦しきぞ人々祖父入道の死せし後子孫沈淪し  
て世も出ず佐殿に昵近をバ得ざるども何んぞ汝等に就き  
て事をやすべきやとくく其座を退きいへ佐殿又對面し  
一言を演べたる後死すべしと冷笑ひてぞゐたりける頼朝  
此の事を聞き神妙にやしたり各々退きいへ頼朝直に聴  
くべしと坐を進めらる五郎居直り高らかに言ひける兄  
にては十郎が最期にや置きたる詞あり我らが父を祐經に  
討たれてより以來年月既ひし心の中いかばかりとの思召

されいさるに時至り昨夜本意を遂げいへぬ今何と思ひ  
残して命も惜くいべきたゞ一時も疾く首を刎られいへと  
いふ頼朝昨夜五郎が携へし太刀を取寄せ見て是の太刀の  
何方より獲しぞと問とる是の一年君上洛ありしとき祐經  
御供していへしを宿々にて規ひしのを望み叶えて京に  
上りしがそのをり四條の町にて買ひ取りしを昨夜携へ持  
ちしありと答ふ是の箱根別當お約せし詞あれば太刀の由  
緒を偽りかくしてかく答へしあり頼朝聞きて太刀の出所  
のくさんためにならんとされども此太刀取出せし  
に更に別當の科にゆらず先祖重代の太刀箱根の山に納め  
ゆるよしをかねてより傳へ聞きいかにもして取出さばや  
と思ひしかども神物となりたれば力も及ばざりつるに今

頼朝の手にてわたると偏に神の冥助と覺えたりかゝる變に  
 遭とざればいかで二たひ我が手に入るべきとて喜びの色  
 あり扱詞を改めて此事會我が父母に告げてなせしやと問  
 とれければ五郎聞きて大將軍の御詞とも存じしとぬもの  
 ろあ何れの代にか人の子たるものが事を企てんとて暇乞  
 せんに神妙ありいそぎ非事して我にも禍ひを及ぼせよと  
 て勸むる繼父やいべき又母の恩愛の山野江河の鱗介まで  
 も子を思ふ心の深き父に母をぐれたりとこそすいへ  
 況んや人界に生を受けて二十餘歳までも成長し子ども  
 死せんとて母に知らせんに急ぎ死して物思とせよと悦ぶ  
 べき母やいべき愚なる御問事かなと憚る色なく答へたり  
 頼朝のさねて祐經の伊豆より鎌倉へまげく通ひしに何

故又道にて討たざりしやとあるに五郎さん此四五年の  
 問の足柄箱根大磯小磯或の稻村崎或の由比ヶ濱邊あ徘徊  
 してひそかに敵を視ひしかども敵の連る、ときこの四  
 五十騎連れざるるときにも二三十騎あり我らのこれに引か  
 へ連る、ときこの兄弟二人連れざるときも一人にてい  
 へしおの思ひながら空しく月日を送り今日まで延ひいへ  
 ぬといふ頼朝又た祐經の敵なれば左もあるべし何とて頼  
 朝が家來どもを多く切りけるぞと問える、又五郎是の  
 尤もある御問ひなり我々敵を切りし後諸館の人々驚き騒  
 ぎて我々に切かりしゆゑこれに立向ひしおいつれも足  
 の立所をも知らず逃げいへば切殺をも無益とあむひ追掛  
 ての切らずたゞ法ばかりの太刀形の如くに居てたるまで

なり故に面の疵のよもいはし召出されて御覽いへといふ  
 老からん又何とて幸藤内をバ切りけるぞと問たる年ころ  
 の傍輩の討る、を見捨て逃ぐる不覺人やいへき餘りに不  
 義なるを惡みて切りしありと答ふや、ありて頼朝又我を  
 も敵と思ひけるかどゆりけるお五郎聞きてさんい身に思  
 ひのいへしどきは木も茅も恐ろしく命も惜しくいへしが  
 敵討ての後いかなる天魔疫神なりともぞ存じし況して  
 其外の生たるものとも思ひいはずされバ千万人の武士よ  
 りも君一人をこそと思ひかけしかども君に果報芽出た  
 き身にてゆらせよまへバ御運におされて簡様にまかりあ  
 りいと答へければ頼朝敵討ての後身を軽く思ふの理なり  
 されども我をバ何とて敵と思ひけるぞといはる、に伊藤

入道が最期により我ら長く奉公を絶つのみにあらず君に  
 の現に祖父の敵にていわたらせよまはずや因て討ちたて  
 まつらんと謀りしなりといふさてかほどの猛き心もて五  
 郎丸にいかにして抱おれけるぞと問はる、にそれい彼  
 の童を女と見なし何事のいえんと存して不慮に捕られぬ  
 かやうなるべしと存するものならば一太刀よて切り  
 いはんいをと後悔するも益なき業なり是れ偏に運の尽き  
 ぬるゆゑなり左あくバ君の御太刀の切味の程をも見たて  
 まつり時致が太刀の刃の程をも試しいはんものをと詞を  
 放てぞいひにける頼朝聞きて猛將勇士も運の尽ぬる上の  
 詮方なきものなりと嘆息ありて是れ聞きいへ人々今頼朝  
 に問はれて當座の偽り言と吐き叶とぬまでも通れんとこ

を思ふべきに露ほども命を惜まぬ五郎がけなげさよ世に  
在りあは思ひとゞまる事もゆりぬべし餘の武士千萬人よ  
りもかやらの者とこそ一人ありとも召仕へたけれ無愆の  
者の心やな惜しき武者がなとて袖を以て涙を掩されけれ  
ば左右に伺候の大小名心あるも心なきもいづれも涙を濺  
がざるのなかりけり

(以下世傳編に出る)

○忠臣藏の實説の内 原郷右衛門  
浄瑠璃に作れる原郷右衛門との原惣右衛門の事あり總右  
衛門名を元辰といふ若き時の原一學と稱して京極丹後守  
よ仕へしが後宮津を去りて赤穂に來り淺野家に勤仕して

足輕頭たり江兵に在る日内匠頭長矩の變ありしるは其夜  
並野三平とよもに直に江兵を發して赤穂へ馳せいぶりて  
變事を告げたりそれより大石内藏助に従ひて屢々城中に  
會議するをり大野九郎兵衛と異説を唱へて妨げの  
みなしければ總右衛門大に怒りて一坐すべて大石氏の議  
も服したるに貴殿のみ一人異論せらるゝあり今日此事猶  
豫すべきにあらず貴殿の疾く坐を立れよといひければ九  
郎兵衛その勢ひよかそれて退きけるによ其徒何れも其  
席を立去りたりまゐるに内藏助血判を以て復讐の盟約を  
定むるに及びて總右衛門に一言の沙汰もせざりしかば  
總右衛門不審に思ひ内藏助に向ていかなれば我に此事  
を知らしめられざるやといひければ内藏助貴殿の志は我

能く知れり今更ら改めて申入るゝあ及ばざる人と思へば  
 別に盟約に入れざりしなりと答ふ總右衛門是れよりまそ  
 く内藏助に感服せしとぞ赤穂退去の後總右衛門母を奉  
 じて城下の親類の方へたよりて暫らく落着き居たりま  
 るに内藏助より屢々交通して事を謀りしかば七月末に  
 なりてともろくも京都に出て内藏助と面談して事を遂げ  
 んもれをと思ひければ母に向て我ら事申合せべきとのい  
 へば京都に登り申すなり様子によりてのそれより直に江  
 戸へ参るともいはんが願て歸りて沙目にかゝるべしとい  
 ふ母の京極丹後守の家人の女なりしが心ざま雄々しき者  
 なれば早くも總右衛門の志を悟知りて遙々の旅路へ赴か  
 んと心勞の段察し入るなり今度の旅行の尋常のとあり

らで亡君の惨憤を散じ且つ父祖の名を汚さぬ心なるべ  
 し其程の嬉しく存するなり若しもの時に臨て人より先に  
 討死せしと聞なば我身の後世も輕かるべし母のとをかも  
 ひ未練の働さなどありて命ながらへ再び歸て母へ對面す  
 べからずといひければ總右衛門も早や覺られたりとおも  
 ひければ今のかくさんこと却て道にゆらずとて盟約の事  
 どもを悉く物語りさてゆまじに替りて諸事心まかせず  
 滂立居も心ぐるしくおはしはんとこれのみ心にかゝ  
 りひありとて涙を流しけり母制して我がとひ必らず心に  
 かくるなかれさゝ大事の成就せんと我が望むところなり  
 とて懇ろに諭して別れけりかくて總右衛門山科に至りて  
 内藏助に申合せ七月の末に江戸へ下るはづなりけるが内



藏助お障るとありて時うつりければ總右衛門此の隙に今  
 一たび母に逢ひて來らんものをとて又播州へ立歸り母の  
 假居を尋ねて案内を申入るゝを聞きて母總右衛門にて  
 りつるやどて居間へ呼びよせ小聲にてか締ての一儀の  
 かゝなりつるかど問ふ總右衛門その儀のいまだ整はざる  
 ゆゑ今一たび目あゝりたく参りたりといふ母さり氣  
 なき体にて居たりしが翌朝にぬたり起出されば總右衛門  
 不審におもひ母の臥所にゆきて叫起せども音もなければ  
 夜着引おげ見るに自害して朱に染みてぞ居たりける總右  
 衛門おどろき側を見れば一通の遺書あり其文よ  
 過し別れの折から返すくも母ありとおもふべのら  
 ずよしやいへども又立歸りわれをとふ事孝に似た事

の不孝たりとかく我世あわれバかゝるみれんも見る  
 なれば我先だちて死をおしへ侍の耻あらん事を玄  
 めしなり是も子を愛するの道にもあらんと女心の  
 一筋におもひ極りておくあり侍る事にい

六月六日

と、書置

原總ゑもんどの

(以下十九編に出す)

○先代萩の實説 (十七編の續稿)

「伊達兵部少輔返書につゞき」

一去年於京都以涉印判金子を涉借用涉家中へ被借下  
 様お願ひ義を我等押へ置構私用於此領内賣米申附商

致させられよし被り聞ひ右の借金の儀後藤權兵衛は  
 番頭へやらん不借下しの處に是も相調ひ由去年及承  
 り此家中へ借金我等抑へり覺は無之に次に領内に  
 て買米中付儀龜千代様は買米被仰付障に不能成  
 諸侍諸商人の買米仕込差合も不相成由於内藏之允  
 宅奉行衆出入用衆被り由にて從周防以書狀就中付  
 買米中付儀自周防の書狀于今此方に有之に買米之儀  
 被り越所書寫遣中  
 一 當時は目付衆被り召仕に様子品を越し事合点不參し事  
 一 此守衆の事口上有之由得其意に定ては懷守衆の事に  
 て可有之事  
 一日野九十郎出入り付日野三太夫被り退放し儀其元奉行

衆何も吟味之上り渡し事  
 一 遠山勘解由儀評定役于今相加し儀不審の由仕落多其  
 身も役目訴訟中付旁以奉行職被り相除し勘解由評定  
 役可有免許之儀は無之に事  
 一 諸侍役目り渡し吟味大に相違有之由是又奉行衆中吟  
 味之上相濟し事  
 一 奥山大學儀我一人の以了簡執權役中附此家を傾んと  
 仕込故我等世人の嘲に逢ひ申の由其段今に不有當前  
 非後悔の心無之に此家の不爲此時と被り存儀心得がた  
 くし事  
 一 濱屋舖は作事出来綱宗様涉移從被り成則大學取持し  
 酒差上しふ付其方立腹の事

一坂本八郎右衛門出入一卷之事  
一奥山大學惡儀伊藤新左衛門と其方兩人我等へ被申聞  
以事

一右之大學惡事書立大學宅へ其方持參申越以事

右四ヶ條皆以我等覺申以少も失念無之以恐惶謹言

正月十八日

里見十左衛門殿

兵部少輔宗勝の右の如く答へて更に十左衛門の諒めを納  
る、の氣色もなく其他の事の吾が敢へて專斷すべきとこ  
ろにわらず江戸に至て相識すべしとのとならば十左衛門  
さればこそ某最初より申すとなれ對面に移らざれば意を  
悉そと能はずと今事情の通せざると果してかくの如し公

若し私講の誹りを恐る、とならば何ぞ家老原田甲斐をし  
て席お侍して共に事を聴かしめざるかくせば事に於て何  
の害あらんといふ宗勝聞きてさらば何ぞ甲斐一人に限る  
べき柴田外記をも其席に加へて一同に聴かしむべしとい  
ふ十左衛門これに従ひ日を期して兵部少輔の許にいふ  
二人をして議論を聴かしむるを約せり玄あるに宗勝の  
これを諾しなから其期日に先だち述に仙臺を發して江戸  
へ赴きければ遂に對面するを得ず十左衛門遺憾に堪へず  
此うへに原田甲斐へ委細を言かくり事を責めんと思ひ即  
ち一封の書を認め前條は事由を再陳せり其書にいはいはく  
一學文の不入義と申唱ひの心定にて坐し得とも勿論  
兵部様に如何にも學文の能義と被思召故市正様の

專に學文被遊ひよし憚乍に尤奉存し就夫龜千代様は  
 若年の事にて被成座坐し間勿論當ふんは學文も  
 相成間舖の間に領内にて學者も座して勤も能とす  
 者共は前の左右に被差出目鏡を以て取立を肝要に  
 不被遊ひは、乍憚如何と奉存し左様の心入無座  
 以段は下々にて學文不入ものとす唱ひも同心哉と  
 奉存し事

一龜千代様は衆へ兵部様は自分之に用にて親疎を分ら  
 れしかとす上儀は去年霜月同姓庄兵衛爲使國元  
 より罷登し時分は用ともは埒明くよしにて剩へ唯今  
 の霜月に罷立し其晚渡邊金兵衛被罷下し其以後庄兵  
 衛は兵部様は疎意よて剩へ唯今の外様役被仰付金兵

衛の別て涉懇意にて結句品を越被召仕し得ば其頃兵  
 部様は領地金山定別役の儀相濟し様に承し左様成義  
 にて座し哉と奉存しまた鶴田治右衛門事奥山大學  
 執權の自分自由仕様達は聽可然もの、様に不忠召し  
 様に及承し去年兵部様は借金才覺仕し由及承し處お  
 其後は皆出入用衆の内にて取分懇意に座し由  
 少唱し様成義尤以て目鏡は用分親疏かとす上し  
 治右衛門金兵衛事龜千代様に餘り又勝れたる何の忠  
 切不及承しまた庄兵衛何の奉公仕しとす儀も不及  
 承し事

一去年於京都借金の義の江戸涉番所へ許少宛被借下  
 以物して是之義山様は代於京都金子五万兩は借用被

遊いては家中に國元は番衆送る潤に罷成し様に被下  
度の由は意はて十年前に私を京都へ被遣し得ど  
も其節は少々相調申し去年も左様の存念にて鶴田治  
右衛門か拙者被爲登被下し様もどは家中よりは訟申  
上し處に夫を被差止松林忠左衛門を爲し登被成兵  
部様は借金被成し事

(以下十九編に出す)

△○松前屋五郎兵衛一心太助の實説 (十七編の續稿)  
大久保彦左衛門の魚賣太助を歸せし後ち家人を呼びて汝  
町奉行の方へ至り四人米屋五郎兵衛といふ者に詮議あ  
れば暫らく仕置の儀を見合せらるべしと申入れよとて遣

はしけり扱町奉行所にては五郎兵衛と召捕りし後屢々島  
田藤左衛門より速に成敗あらんとを請ひしかば此日遂に  
五郎兵衛を切込み出しけるまかるに大久保より使者來り  
て右の趣を演べければ彦左衛門の當世の宿老を以て重せ  
らるゝ者あるゆゑ奉行某大に驚き直に彦左衛門の居敷に  
いたりて事の仕細を問ふ彦左衛門いはく和殿いかなる詮  
議おて五郎兵衛を刑に處せられんとせらるゝやと尋ぬる  
に奉行答へて島田藤左衛門の訴へによりて調べしなるが  
彼が家を附立するお及んで町人の持つまじき書物をかくし  
持たるゆる切込の中へ出したるなりといふ彦左衛門其  
の書物といひかななるものなるやと問ふ某答へて豊臣太閤  
に頼まれし褒美の折紙なりといふ彦左衛門まからば其書

物の出所をも問糺さず遂に死罪ヲ付んと不詮議なり某  
 登城して事を糺さん問先つそれまでの刑罰を差扣えらる  
 べしといひて奉行を歸しけるそれより彦左衛門の直に老  
 中酒井左衛門尉忠義の許へ至りて右の趣を述べ先づ五郎  
 兵衛と記録所へ呼出して問糺さるべしといふ左衛門尉い  
 ばく我も此事に付ての糸て不審の廉もあり問糺をべし  
 とのとなれば其日の彦左衛門の歸りけりかくて翌日彦左  
 衛門評定所へ出ければ老中若年寄等列座のうへ五郎兵衛  
 を引出させ又願人なる島田藤左衛門川崎與五右衛門内田  
 惣右衛門三人をも呼出せり此時彦左衛門進み出て汝が家  
 お豊臣太閤より遣はされたる折紙を所持あるよしその出  
 所いかかなるやと問ふ五郎兵衛答へて彼の折紙の先年

豊臣太閤伊達家を攻められんとせしとき我が父庄九郎と  
 いふ者奥州の路案内をなしたる功よよ其賞として津輕  
 にて五百石を賜はりし折紙なりと云かるよ某江戸へ來り町  
 人となし仔細の某の庄九郎先妻の子にて母死去の後父  
 後妻を迎へしに一人の妹を生めり成長の後從弟與三兵衛  
 の方へ嫁がしめしに父病死れをり繼母實子の愛に溺れて  
 ひそかに折紙を盗出して妹の方へ遣はせり因て其節國主  
 へ訴へ出しに津輕越中守の奉行南部信夫の兩人繼母と妹  
 の頼みおよりて某が願意を取上げず却て某に罪を蒙らし  
 めんとせしゆゑ江戸へ歸りて町人となりしが後故有りて  
 右の折紙再び我が手に戻りたれども今用なき反故なれ  
 ば其ま、所持しありしなりといふ彦左衛門是れにて書物

の事い分りたりこれより島田藤左衛門は一件を問糺とべしとて先づ藤左衛門の小者の五郎兵衛のさめみ手負ひたりといふ者を呼出して事の顛末を問ふ小者等始め藤左衛門の授けし計の如く偽りを陳べられども彦左衛門殿しく詰問ふに遂に包みおぼせずして實の主人藤左衛門五郎兵衛のため打た、かれ無念のま、仕返しをせんとして我らに斯く疵をつけ町奉行所へ訴へしめしなりと白状せり因て老中藤左衛門を詰問するに藤左衛門語塞りて罪あ伏せり右により直に藤左衛門與五右衛門惣右衛門の三人を揚屋へ送り又今の構なしとて五郎兵衛の細目をゆるしけりかくて彦左衛門大將軍家光公に謁して右の事を啓するに家光公汝が働きた晴なり此上の彼の三人をばいかせ

んやと問はる彦左衛門某か所存をすさば三人の知行を召上られ其知行を五郎兵衛に賜はりてまかるべしと存するなりといふ家光公聞きて汝がすすどころ吾が意に叶へり右の通り申付べしとぞゆりける

(以下十九編にかゝる)

○ 油井正雪丸橋忠彌は實説 (十七編は續稿)  
扱又攝州にて召捕りける吉田初右衛門駿府へ着しければ是れをも拷問にかけ度々一味の者共の事を尋ぬるに初右衛門遂に京都朱雀に加藤市右衛門熊谷三郎兵衛といふ者止宿しあてて二條の城を覗ひ居るよし白状に及びければ是れ亦一大事なるとして時刻を移さずこれへも討手を差向

けゝるこゝに加藤市右衛門の熊谷三郎兵衛逐電れ後、獨  
 り京都にとゞまりて關東の吉左右いかんと待ち居りける  
 ふ七月下旬にいたゞ江戸よて忠彌召捕られつゝいて正雪  
 も駿府にて自殺せしよし灰かお噂さ聞えければさて、早  
 や大事の破れけり我とてもよも安穩おの過とまじ早く此  
 の身を匿さんどて密かに逃亡の用意をせしに早くも所の  
 支配の者どもうかゞひ知りて附纏ひ逃さゞるやう取計ら  
 ひければ市右衛門策の出る所を知らず隙もあらばと薄さ  
 氷を踏む心地して日を送りけるうち駿府よりの討手入京  
 して市右衛門は旅宿を取圍み矢庭に込入りけるに市右衛  
 門兼て期したる事といひながら今さらの如くに驚きて  
 立騒ぐところを難なく撈めとゞ直に關東へぞ送りけるか

くて其後市右衛門を呼出し拷問を以て熊谷三郎兵衛の行  
 方を尋ぬれども元來逐電せしものよて市右衛門其踪跡を  
 知るに由なければ其趣を演ぶるのよにて更に外の事の答  
 へず又其餘一味の者の事を問ふに名は末代に残るものな  
 るたとへ百度百品の責は遭ふとても五尺の身の苦みに  
 過ぎずいかで未練お白状すべきとて只だ念佛のみ唱へて  
 るたりけりさらば斯くして言はせんとして市右衛門の男子  
 の十五歳と五歳になりけるを捕來り市右衛門の前に引出  
 して厳しく拷問にかけ、れば兄なる子手を合せて何の故  
 を以てかくの責めたまふぞ苦しうこそいへ御宥しわれど  
 叫ひけり市右衛門もこれを見て涙に咽び血を吐く思ひを  
 なして黙然たれば拷問の役人二人の子供に向ひさこそ苦



しく思ふらん若しくバ親に詫びよ親なる者が事を包むゆゑにのくぞるなりとて又も厳しく責めければ流石の市右衛門も忍びおねてたとへ身の粉にならども一言もやさじと思ひしが恩愛の情お叟かれて聊のやそべし無念の事やと硯を乞ひて白狀の趣をぞ書きつけ、る其趣の兼て中合七月二十六日の夜久能御城を取可や手等合い大將分佐原十郎兵衛長山兵左衛門右の五人の指折の内なりと認めける此時久能の城代榊原越中守江戸に在りて此白狀を聞き時節の遙に移りたれども此際の事なればとて急ぎ江戸を發して久能へ赴き越中守指揮して柵を構へ櫓の手配を嚴あし鉄砲の袋をはづし馬に鞍置きて守りけり又江戶に於ても老中評議のうへ戸田藤五郎又加勢を命じ且つ駒井

右京を以て秋田安房守へも久能加勢の儀心を合そべきよし言送りければ安房守よりも物頭十人に足輕を添えて遣はせ其物頭の姓名の荒木金右衛門、松原彦兵衛、植田次郎右衛門、奥村太郎兵衛、五十川又右衛門、馬場喜右衛門、勝田藤右衛門、青木七左衛門、高野清右衛門等なりかくて事もし察り手に張らば安房守自身出馬ゆるべき旨右京より安房守へ傳へけるどぞこ、に又半左衛門を構問するに半左衛門白狀しけるに七月二十八日の夜に至て鉄砲五十挺騎馬二十人よて駿府へ集合すべきよしおねて中合せり右の大將分たる者の長野兵左衛門、平味次郎右衛門、芝原又左衛門、同七郎右衛門等ありと陳述せり依て安房守を始めとして諸役人残らず甲冑を着し弓に弦をかけ鉄砲に火薬を込めて

備へけりこれを見て駿府の町人一同に騒ぎ立てすはや軍  
 こそ始まりぬといふ程こそあれ老若男女渡るべき橋もな  
 く歩むべき路もなきに押合おしかく逃走にげると夥おほし町奉行落合  
 小平次力を尽して制すれども騒ぎ立たる人々なればいか  
 で聴くべき夜の間に大抵の逃去り人家の空虚となりけれ  
 ば盗賊の防ぎよとて家々に輿力同心をつけて守らせけり  
 されども其日を過ぎてても謀叛人ら一人も押寄する氣色  
 もなかりければ最目出たき事なりとて人々の喜び合へ  
 りとぞ扱又右の半左衛門の白状をバ右京より早馬を以て  
 江戸へ注進に及びければ江戸にても用心極めて箱根の關  
 を五六日間閉ぢきりて往來を許さず稻葉美濃守自から關  
 所へ赴き最と嚴重に固めけり此の白状の趣の半左衛門い

のなる意にてや立たるにや絶えて解する者なく訝のしき  
 となると評せし人多かりしとか依て駿府よての暫らく枘  
 問をとゞめ半左衛門をも江戸へぞ送りける扱江戸おての  
 丸橋忠彌を召捕りたる後枘問を以て責めければ只だ知  
 らずとのみ言ひて外に更に一言をも吐かざりければ後  
 おの青竹の皮目の方を内又向けて籠に紐ませ忠彌を其内  
 へ入れ炭火を四方に積置き團扇を以て扇ぎければ焰の忠  
 彌の身を焦し皮膚焼爛れて油の流れて竹の傳はりけり役  
 人忠彌に向ひていか又苦しきや只だ徒黨の人数を一々白  
 状せバ其責をゆるすべし左もなきうち一ヶ年二ヶ年三  
 ケ年も憂事お其身をいたひべし速又白状することを然る  
 べければ繰返し言ひければ忠彌閉ぢたる眼をくわつ

と見開きて水をぞ乞ひにける即ち水と與ふるに忠彌水を  
 飲みをはり天目を傍ら又置いていひける人がましくい  
 へども我らも武士の數なり責を蒙むるが苦しければとて  
 いかで白狀に及ぶべき殊又一國半國の押領使と存立たる  
 にていなく將軍家と倒して我が意に任せんと思ひ立たる  
 儀あれば中へ十人や二十人をあたらひ入りたる分にて  
 何の用あか立つべき凡そ二三千人の徒黨ありて謀りし  
 事なれば一々に覺え居らず殊に徒黨の面々として天より  
 も降らず地よりも涌かす源平藤橘四姓の外に出ずされば  
 責の身の責人の害の身の害ありといひて更にお白狀する氣  
 色もなかりしとぞこゝに諸所に在る徒黨の者どもい追々  
 詮議嚴しければ衆よかりし魚の如くいかにせむ罪のゆ

るさるべきやと其事をのみ案ト煩ひけるが其中にても加  
 藤長左衛門小川兵右衛門の兩人密々よさ、やき合ける  
 か、るうへに土に入らば鉄にて堀出され海に遁るれば網  
 をおろして詮議を遂げらるゝに必定なり我より名乗り出  
 て尋常に首を並ぶるいせめてもの耻雪ぎなるべしと言ひ  
 合せ江戸町奉行所へ出て我々の加藤長左衛門小川兵左衛  
 門と申す者なり由井丸橋らの逆意の數に入ていへば一に  
 其罪を悔ひ二に其科道れがさく我れより名乗り出て  
 い願てく疾く首を刎られは、厚恩これに過ぐべから  
 すと訴へけり奉行石谷將監聞きて神妙ある所存なりいか  
 やうにも申宥ひべしとて頓て大小刀を取上げ繩にかけ先  
 づ條目にていとして牢屋へ送りければこれを聞傳ふる徒

黨の者どもは自訴せバ科を宥めらるゝともわらんとて思  
 ひくは訴へ出て奉行の詞を頼みける其者どもは齋藤  
 九郎右衛門、土屋市右衛門、芝山六左衛門、栗山五左衛門、向坂  
 甚兵衛、福島傳兵衛、繪師彦兵衛等なりあるお又麻布土取  
 場よて自害せし者十數人あり此旨所の者より町奉行へ注  
 進せしるは是れも徒鯨の者どもならんとて檢使かねて召  
 捕り置きさる忠彌の下人八藏を牢獄より引出して召連れ  
 八藏に死影を見せけるに果していづれも連判の者どもに  
 て其姓名の川島三左衛門、柴田七兵衛、同又左衛門、金田庄太  
 夫、松田彌五七、曾根三郎兵衛、栗屋三右衛門、平川清兵衛、井上  
 五郎左衛門、日下六左衛門、野田彦兵衛といふ者のよしひ  
 ければいづれも死骸へ姓名を記したる札をつけ穢多の手

へこれを預け、り其中に正俊と書たる辞世あり

三十五歳彌々長 如何千歳松樹迎

句中に松田彌五七の名を含みたり正俊の彌五七が實名な  
 らんといへり又其外に誰とも知れずして

曉の月よまさきに消ゆる身の

つゆよりもふゝあはれとや見む

とありたりとぞ

(以下十九編に出す)

明治十五年一月六日出版御届

(十五錢)

同 年二月九日發行

編輯人 新潟縣平民 松村操

神田區佐久間町  
二丁目十一番地

出版人 東京府平民 望月誠

京橋區南鍋町  
一丁目七番地

發兌元 東京南鍋町二丁目七番地 兎屋誠

大賣捌所 大阪唐物町三丁目五番地 同支店

同 東京三島町 山中市兵衛

兵衛の實説

五郎の實説 (十八編の續編終)

忠彌の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

五郎の實説 (十八編の續編終)

明治十五年一月六日出版御届  
 同 年二月九日發行  
 (十五錢)

編輯人 新潟縣平民 松村操  
神田區佐久間町  
 二丁目十一番地

出版人 東京府平民 望月誠  
京橋區南鍋町  
 一丁目七番地

發兌元 東京南鍋町一丁目七番地 兎屋誠

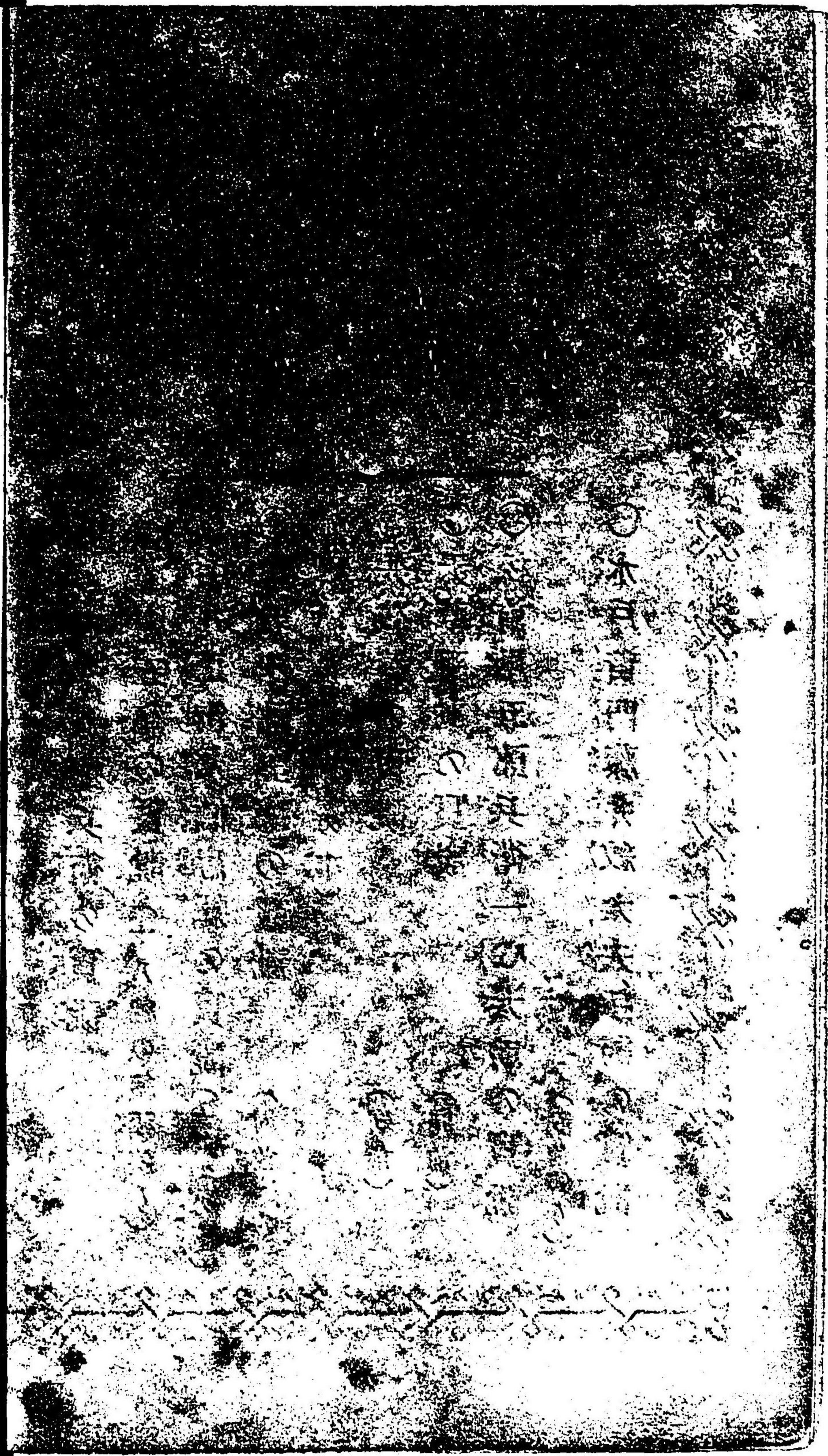
大賣捌所 大坂唐物町三丁目五番地 同支店

同 東京三島町 山中市兵衛

# 實事潭

第十編

- ① おつと八郎兵衛の實説
- ① 瀬川五郷の實説 (十八編の續稿終り)
- ① 由井正雪丸橋忠彌の實説 (十八編の續稿)
- ① 曾我十郎五郎の實説 (同前)
- ① 先代萩の實説 (同前)
- ① 天草騷動の實説 (同前)
- ① 松前屋五郎兵衛一心太助の實説 (同前終り)
- ① 水戸黄門藤井紋太夫手討の實説



實事譚第十九編

○おつま八郎兵衛の實説

おつま八郎兵衛の兩人を大坂の者なりと思ふに誤りにて  
 實の兩人は江戸にて情死せしなり世人のかく思ひ誤るに  
 淨瑠璃に作れる趣きを妄信するがゆゑありいでや其の實  
 説を左に掲げなんおつま八郎兵衛とい淨瑠璃にて呼替た  
 る名よて實はおつまの八郎兵衛とい淨瑠璃とい呼びし  
 あり今はひるし江戸兩國橋の東なる廻向院の邊に俗に向  
 兩國といふ金猫銀猫といへる隠賣女屋あり二軒とも多  
 くの賣女を抱へ置きて客をとらせしが其頃各所にあゝる  
 ものありて官府にても内々これを知れどもさして咎めず  
 一 所謂黙許とやらんいふものめきたり此二軒に金猫銀猫の



二 異名ゆゑは最初銀猫の方にて大なる猫の形を土にて造らせこれへ銀箔を置き延喜なりとて店前へ飾れり(今も招猫とて青樓藝者屋待合茶屋等にて飾り置くなり)まかるに是れ珍らしとて評判高くなると自から賣女も流行せしゆゑ外一軒の賣女屋もこれみ倣ひてかなしく店前へ一増大やゝなる土の猫をかざり是れへは金箔を置きて見事に造り成せり因て世人は此の二軒を呼んで金猫銀猫といひしかり金猫の方の賣女の價壹歩銀猫の二銖あり其頃の川柳狂句も廻向院ばかり涅槃に猫も見えとゆりこ、お銀猫の主の彌兵衛と叫びて常お賭博を以て業となし長からぬ行ひ多きものあるが勝つときあつた巨多の金を持ってとも其負ぬるに及て一銭の時もあく其度毎に不良の事をなし

て人の金銀を欺き取るも多かりけり其頃村松町の古着屋某方の手代に八兵衛といふ者何と壯年れ癖として折々此家へ來りて賣女を求め彌兵衛とも懇意にありしかば或る時彌兵衛大に賭場にて打負け窮困を極むるをりから偶と八兵衛來りければ例の如く奥へ請じ入れ置きさて房女おつなを呼びていひけるは彼の八兵衛は已れれ金の持たざるども主人は金を自由あして階分裕ある手元と覺ゆ因て其方彼者と密通して金銀を欺き取り我が必迫を救へよかしといふおつなもより大胆なる者なれば夫のためには君傾城ともある例ありわらは能きお計らはんとてそれより彌兵衛を外へ出し遣り八兵衛の遊び居る坐敷へ入來りて酒を勧め夫は今夜外へ宿る筈ありとて種々艶言

三

四  
を以て誘ひしかば遂に八兵衛のかつなと割る中どぞな  
りける共夜かつなは去りがさき事によりて入用の金あり  
とて切に八兵衛に乞ひしよ八兵衛は計に踏りたりとい知  
らずそは氣の毒のとぞもなりとて持合せたる金子若干を  
與へてぞ歸りけるさてかつなはこれを始めとして夫の金  
に差問ゆるごとにも八兵衛を呼寄せ欺かりて金銀を  
奪ひしかば八兵衛が欺ぎ取られし額も亦た數百圓お上れ  
り因て八兵衛が金を私用せしこと遂に主人に知られ若し  
明日までに此金を償はざれば官府へ差出して仕置を願ふ  
べしといふ八兵衛晝のはとよ金工面に駈廻れども一  
錢とても出来ず況して大金を償ふべくもあらねばせめて  
いかつなお逢ひて相談をべしとて兩國に至りてかつなに

面會し云々と語りこれも皆な其方ゆゑなりといふかつな  
も初めの夫の爲めにせし悪巧みあれども是れまでの八兵  
衛の深切心に絆され且つ我がためなりといふに感じて兎  
や角と談合する中に早や其夜も八ツ時過ぎになれり八兵  
衛所詮金の出来べきやうなし明日にいたり主人より差出  
されて細目の耻に逢はんよりの潔く今夜の内も死なんと  
思ふなり我が亡き跡は其方宜きに用らへくれよといふお  
つな聞きて御身の此苦境に陥りたまふもわらはゆるあれ  
ばいので一人にて殺すべき幸ひ今夜彌兵衛の賄場へ赴き  
て明日あらでい歸らず此問に共死すべしといふ八兵衛  
其方の志しのはとぞを辱けあけれとて兩人それより二階  
へ引籠り心静に用意してかつなは剃刀八兵衛の小脇差に

五

六 て咽を突きて遂に死せり此時おつな三十五歳八兵衛二十  
七歳なりしといふ夜の中の人々知らざりしが翌朝にいた  
り日高くなれども兩人起き出す不審なりとてひそかに窺  
ひ見るに兩人朱に染みて死し居たれば大よおどろき人を  
馳せて彌兵衛を呼迎ふ彌兵衛も驚き歸りてかくと官府に  
訴へければ檢使出張して八兵衛の死骸の村松町なる主人  
の許へおつなの死骸は彌兵衛へ引渡せりおつなの書置は  
此たびわたくし事かく相成いことさだめてはおどろ  
きもいはんなれども八さまおのれまで一かどなら  
ぬはおんに相なり今さら死なうとあるをうちすてい  
は女のみちにもかけうつらにも(本ノマ、)の間相はて  
やいのならずく侈にくみ下さるまじくいのしく

五日

つな

彌兵衛さま

右の如くありと八兵衛の書置は無かりしにやいの、傳は  
らざれば知るに由なし  
右の情死のと世上に名高く忽ち大坂へも聞えければ同  
地よてこれを浄瑠璃に作り即ち彼の「重祿恨鯁靴」を仕組  
めり此時兩人の事を江戸みて在りしとせせず大坂の趣  
に翻案して鮎谷に作里換へ彌兵衛を香具屋なりとしお  
つなをおつな八兵衛を八郎兵衛と呼び換ゆ是れより同  
人の事の種々の仕組又改めて興行すれどもいつも其名  
をばそのまゝ用ゐるととありしなり

七

〇

○瀬川五郷の實説

(十八編の續稿)

玄かるに瀬川五郷の事につきて又一説有り其趣の五郷  
 と作り設けし男は某家に仕へし武士おて氏を柳田といへ  
 り(名は何といへしか知らず)牛込山伏町に住居せしが其人  
 となり放逸にして殊に奢侈を極め常に吉原へ入りて金銀  
 を抛つこと限りなしひそかに紀の國屋敷左衛門が跡を學  
 びて得意とせり人呼で柳田大盡といふ或る冬の事ありし  
 が柳田一青樓に遊べるよ了鬘來りて手あぶり火鉢へ炭  
 火を入れんとして誤て遞火を取落し烈火を疊へまき散ら  
 しあなやと驚き泣き叫ぶ柳田微笑して騒ぐなかれとて已  
 れの着たる美服の両袖を以て炭火を拾ひとり悉く火鉢へ  
 入れて破れたるの新しいの基なり上衣下着ともに両袖焦

れたり是の非人に與へよとて即時又着換への衣服を取寄  
 せて改め着たりといふ此一事を以ても其豪奢ありしとい  
 推して知るべきなりこゝに瀬川といへる遊女あり柳田と  
 馴染めて晝寢の夢おも忘る。間あるわかぬ別れに雞鳴を  
 うらみ水漏さすと契りけるが逢ふ別れの始めにてさ  
 も富豪の柳田も限りある財を以てのぎりなき慾情を恣に  
 せしむる終おの貧しき身となり妓樓揚屋おも債め出来け  
 ればこれがため又相思ふ中をせきとめられ只だ戀しされ  
 みぞ彌増しける瀬川或る日ひそかに柳田に消息して久し  
 う逢はねばこがれ死ぬべし侍つれば此所を連れ退きま  
 へいかあるわびしき野山よても借老の契りを遂げなんど  
 いふ柳田我とても同じ心ありとて密かに惡徒をかたらひ

瀬川を廊中より盗み出し木曾路をさして走れりされども  
 忽ち追手に捕へられ江戸へ連戻らる青樓より既ふ公訴に  
 及ばんとせしむる柳田が家の斷絶此時なりとて一族親類  
 相談して黄金を出し瀬川が身を賄ひ一さび事を收めぬさ  
 れども此事より柳田が多年奢侈に募りしと顯れ段々取糺  
 さるゝに主家の財寶を私用せしも少からざれば遂に切腹  
 を命ぜられ父子兄弟或の遠流或の追放となり家名こゝに  
 於て斷絶せり瀬川の悲歎の餘り髪を剃り尼となり諸國の  
 霊場を巡拜しをはり年を経て江戸へ歸り柳田が墓ある牛  
 込柳町廣徳院の邊に草庵をむすび念佛の外他事あく行  
 ひすまじし歳四十に及ばずしてこゝに終れり寺僧憐みて柳  
 田の墓の傍に葬りしといふ後の説彼の小説及び演戯も作

れる瀬川五郷の事頗る近しく是れなるべしされども  
 も前に記せる瀬川復讐の事も偽説にゆらずたゞ小説な  
 る瀬川五郷の趣きに遠しといふのみ  
 (をばり)

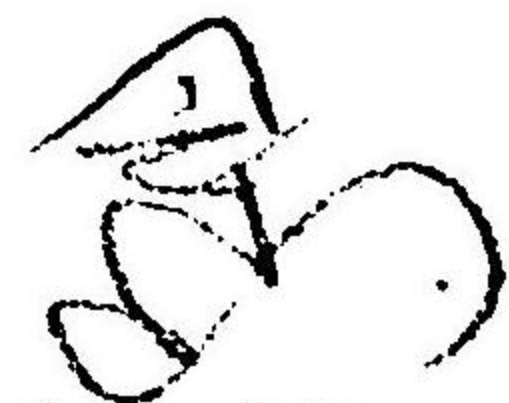
○山井正雪丸橋忠彌の實説 (十八編の續稿)

こゝに駿府にての徒黨の者共多くの捕縛に就きや、靜謐  
 に及びしむ七月二十八日の暮にいさりて旅籠町に怪しき  
 者泊りあるよし注進するものありければ町奉行落合小平  
 次聞きてかゝる折柄のとゆゑいなる野心の者なるやも  
 はかりがたし油斷すべきにあらずとて直に與力に命して  
 密々に其者共の事をうらゝひ探ぐらせけりされども其身

元分明ならず市中の者のこれ聞きて又も謀叛の者ども  
 入込みたりとて驚き騒ぐと一方ならずかゝるに其夜四ツ  
 時分に至りて漸うにて其者どももの事を探り得たるに右の  
 谷庄兵衛、久保寺小左衛門、油原八左衛門といへる者に  
 ねて正雪を能く見識りあれは内密に吟味のさめ差圖を受  
 けて江戸より出張せしあり此人どもひ秘密を主となしけ  
 るゆる市中へ入込しを町奉行へも告げざりしゆる斯く  
 騒動に及べるよし知れければ市中の人々の始めて安堵の  
 思ひをなす白鷺の群立つを聞て源氏の追手かど驚き紅葉  
 の峯を見て平家の向ふかどあやしみさる昔もかくぞゆり  
 つらめど果に一笑い付したりとぞあかくて駿府にています  
 く徒黨の吟味を厳しくなしたるに既に捕尽したりと聞

えければ正雪等の死骸を取出し阿部川河原に於て獄門の  
 刑にぞ行ひける其首の油井正雪、同第三左衛門、熊谷三郎左  
 衛門、鶴野九郎右衛門、長山兵左衛門、佐原十兵衛、吉兵衛、作左  
 衛門、清兵衛等ありこれを見る人々のよりくはに嘸さ合て  
 彼等ひ分又過ぎたる曲者どもかな針を以て鏡を突き管を  
 以て天を測るが如し己れの拙き思慮を以て己れを害すあ  
 はれよき獄門ふりかなど嘲り笑ひけるとぞ何者か板に書  
 て河原に立たる落首に  
 正雪はもどが紺屋でゆりければ  
 獄門ふりが見ごととなりけり

又正雪の辭世とて語り傳へたるの  
 秋はさ、あれし世にさへ物憂きに



かくて彌々静謐しやうせき及びおよびければ榊原さかきばら越中えちうぢう守駒まもりこま非右ひさ京きやうをばト  
 めとして出張しやうちやうの人々ひとびと江戶えどへぞ歸りけるさて江戶にてい  
 忠彌ちゆうやを數日すうじつ拷問がうもんにかくるといへども更に一味いちりの者の事を  
 白狀はくじやうせず掛りの役人やくにん此上こゝの骨ほねをひしぎ肉にくをそぎてなりと  
 も問ふべしとて手痛ていたく責むるに忠彌ちゆうやいひけるに此度こゝの大  
 望きやうを決せしの三年さんねん以前いぜんのとなり年月ねんげつも長く且かつつ徒黨とどの者  
 どもの皆諸國しよこくに配分はいぶんしたれば今更いまさら知るべきやうなし天下  
 にありとゆらゆるほどの責せきを蒙かかり又またの牛うしあどを以もつて成敗せいばい  
 せらるゝのかねての覺悟かくごなきと云いはるうへの百日ひゃくにち百夜ひゃくや責め  
 らるゝの中なかくの申まをすべきにあらすたの片時へんじも早く冥途みやうと  
 黄泉わうぜんの旅たびに赴おもむくより外ほかの思おもひ出いで更さらになしとて少しも白はく

狀じやうとべき色いろもなし因よて種々しゆしゆの責せきにのけ或あるは海老えび問もん或あるは天  
 秤問てんしんもん或あるは股またを割きて熱湯ねつとうを注そぎ入いれなどせしのども遂ついに一  
 言いの白狀はくじやうをもせざりけりされども其外そのほかの者もの共ともの白狀はくじやうによ  
 りて徒黨とどの者ものも追々おそおそ捕縛とらに就つきければ最早もはやや殘黨ざんとうあるま  
 じとて八月はつげつ二日にち評定所へうていじよに於おて其罪そのつみを定め或あるは赦免しやめんとなる  
 もあり或あるは預あづけとなるもありたり其者そのものの

繪師えし彦兵衛ひこべゑ

堀大學頭ほりだいがくづゑへ預あづけ

小川兵左衛門こがわべいざゑもん

三浦志摩守みづらしまさもりへ預あづけ

加藤長左衛門かとうちやうざゑもん

齋藤九右衛門さいとうくさゑもん

京極主膳きやうごくしゆぜんへ預あづけ

金森權左衛門かみきんごんざゑもん

土屋民部つちやまのべへ預あづけ

杉田忠兵衛すぎたちゆうべゑ、佐藤善右衛門さとうぜんべゑ、菊山又左衛門きくやままたざゑもん、土屋三郎兵衛つちやまざぶらゑもん、福  
 島傳兵衛ふしまでんべゑ、金井庄兵衛かみいさぶらゑもん、名倉太兵衛なくらたゑもん、安藤又左衛門あんどうまたざゑもん、原田五郎はらだごろう

左衛門、同傳右衛門  
右九人の詮議のうへ徒黨の者よあらずと決定して赦免  
中間頭吉田源右衛門父子三人 佐渡へ流罪  
さて八月十三日にいたりて重罪の者を品川へ引出して刑  
罰に處せらる其者どもい

丸橋忠彌 平味次郎右衛門 柴原又左衛門 同七郎右  
衛門 櫻井庄兵衛 僧廓然 久兵衛 彌五兵衛 權十  
郎 岡彌右衛門 加藤市右衛門 同龜之助 同辰之助  
岡野彌兵衛 岡林次右衛門 櫻井庄兵衛の父三太夫  
材木屋又五郎 三七 伊左衛門 忠彌の母 同女房  
彌五兵衛の母 權十郎の母 市右衛門の倅二人  
右二十五人何れも磔なり此中忠彌の女房母に向ひていひ

けるい我々罪深くいへども極重惡人無他方便と承はりい  
へバ頼母しくこそいへた。念佛お如くとやいべき因縁の  
中に於てせつなき有様はいかゞ思召ししを誠に見聞の善  
智識なるべきものなりといひければ母は涙をどゞめかね  
て見えけるを女房かさねていひけるいわらはが念佛にて  
どく手を合せ十念を受けたまへとて念佛十遍ばかり唱へ  
て死に就きふりと又市右衛門の倅十五歳と五歳になどけ  
るが市右衛門の方を見やりて極樂とやらんへまゐるよし  
連大勢なり迷ふほどの事あるまじた。念佛が錢になりて  
つかはるゝとや御教へいへといひけるを儲右の二十  
五人のいづれも梟木とありたり又三左衛門、權十郎の兄武  
兵衛、弟吉十郎、彌五兵衛の養子大藏、忠彌の下人八藏、此五人



斬罪に處せらる此外四十四人後日淺草に於て死刑に行はれしといふさて忠彌の日ごろ華美を好み常に惣髮にて朱鞘の大小刀を帶ぶる程の者なりしが今日最期の門出なればとて役人に請ひて衣服を着換へ品川へ引かれ行きけり品川にて馬より抱き下しければ附添ふ人々へ一禮を述べたるのみにて其後の物をもみはずありしが一首の辭世を口ずさみけり

雲水の行くへも西の空あれや

願ふ甲斐ある道去るへせよ

と遺したりとなん又其頃落首もまぢくなりけるが其中の一首を擧れば

丸橋がかゝる品川なりければ

借又八月十四日訴人の者を召出し國の騷動を未然に去つひる段神妙の至りありとて厚く恩賞せられたり其人々々松平伊豆守家來奥村權兵衛五百石白銀十枚帷子單物等を賜はり奥村八郎右衛門同四郎右衛門田代又左衛門林理右衛門四人の各々五百石づつを賜ひ石谷主計組入を命ぜらる又弓師藤四郎の白銀百枚米五百俵を賜はり五百俵の永代の家督たり馬込彌右衛門も恩賞よゆつかるべきところ病氣あて出ず矢場榮的といへる町醫も訴人の數なれば即ち本郷の居住にて屋敷を拜願したりけるとぞ

(以下二十編又出す)

○曾我十郎五郎の實説

(十八編の續稿)

(犬坊丸の事)

時に頼朝かさねて十郎が働きを聞くにいづれをわきて言ひがたし賊に討たれざるやらんと取りければ五郎聞きていゝあも兄十郎の仁田四郎に討たれり疑ひあらば四郎を召して御尋ねあるべしといふさらば實檢あるべしとて仁田忠經を召出さる忠經即ち黒鞆巻赤銅造の折太刀と村千鳥の直垂お首を包みて進み出づ五郎其首と見て浦山しくも先だちたまふものかな同き兄弟と申しながら幼少より親の敵に志深くして一所にと契りしにいかなれば祐成の昨夜討たれまふに時敵の心ならず今まで存命ふるとの無念さよ誰の此世にながらへ果しべき死出の山にて

追つさまゐらすべしと泣くかゝるところみ十郎の折太刀を列座の人々が渡し見て好きぞ悪きぞと言合へる中に新開實光進出て曾我の者共の敵を討ちたれども偽太刀を持たりある太刀を持って働かしけるとこそ不思議なれとて嘲りければ五郎怒りの聲を高くして和殿の何ゆゑにそれを偽太刀といはずぞ其太刀を持って思ひのまゝに敵を討とどむぬ兄弟にて切とむる者數十人あひ及びぬらん是れほど耐へたる太刀いかで偽物ならんといふ實光尙ほも止まらずしてされども折れぬらへん偽太刀に疑ひあしといふ五郎打笑ひて人の太刀を悪しといふ人定めて良き太刀持ちぬらんさし此偽太刀に追はれ小柴牆破りて逃しんいかし和殿の良き太刀も心にあらすといひければ實光

昨夜の卑怯な耻ぢて再び返すべき詞もなく赤面してぞ退  
きける頼朝一々に聞畢りてかゝる勇士を殺さんと千歳の  
無念なり命助けて召使ふべし疾く彼者の繩解けよと命せ  
らるゝ、るところに祐經の嫡子犬坊丸進み出て五郎の命  
助けられんと思ひもよらず彼の君を敵と思ひ御館まで討  
入りしものなり且つ我らがために親の敵なれば命助け  
らるゝに於ては長く恨みのほゞ絶えまじかくては後の  
亂れの基あらんといふ頼朝尙ほも諭さるれども犬坊丸聽  
かずたゞ殺したまへと請ふ頼朝五郎に向ひて汝が死罪を  
宥めて召使はんと思へども祐經が一家の恨深ければ以後  
の狼籍絶ゆべからず因て向後のために汝を誅すべし恨み  
を遺さべからずされども母の事をぞ思ふらめ最と不憫に

堪へざるなり心安くもひいへとて親から筆把りて曾我の  
別所二百餘町兄弟追善のため年貢を除くべしと認め母の  
許へぞ送られける五郎くはしく聞て首を召されんに於て  
の通るゝ所あるべからず暫らくも宥められんと深き哀み  
と存とべし母が事の辱なく仰下されいへども家を出し時  
よりも一筋に思ひ切りいへぬたゞ御恩に今一時も疾く  
首を召されいへといふ因て御廐の小平次に命して斬らる  
べかりしを犬坊丸親の敵にていどてひらに申請ければ  
遂に其手へ渡されたりゝて犬坊丸主従五郎を松崎とい  
ふ濱邊へ引往き遂に此所にて首を斬りたりける時に年  
二十あり此時曾我祐信も隨從して獵場に在りければ頼朝  
召して汝をはじめ二人れ母さこそ悲しく思ふらめせめて

の二人の菩提を弔らへよとて願て曾我へかへして冥福を  
修めしめ又兄弟の母に遺れる書状を取寄せ見てあはれ惜  
しき勇士を殺しつるものかなと涙に和して讀み畢り後の  
まゝに秘め置けよとて即ち文庫よぞ納められける後ち  
人々兄弟の死を愍み爲めに祠を富士野お立てこれをお祀れ  
り是れ即ち曾我明神なり

(以下二十編お掲ぐ)

○先代萩の實説 (十八編の續稿)

「里見十左衛門原田甲斐へ贈れる書のこと」

一 去年龜千代様は領地も兵部様買米被成して龜千代  
様は不勝手おの歴然と御座いとやせば餘り憚多御座

い間紙上にい不被や上い扱また以後とて龜千代様  
は領地も兵部様は自分も用向の事被成儀  
を此方家老中へ涉相談被成いとも差ては無用と被  
や上間舖い又々此段の涉了箇に過問敷い去年の買  
米の儀も茂庭周防被や上いも龜千代様は領地にては  
買米いとも達て龜千代様は勝手の障りに相成間舖  
い乍去少しも障りに不罷成いと藁紙の難仕いよし被  
や上い様お及承い然る處に周防さし上被やい書付の  
寫今度被下い乍憚御尤とい不存い用の涉事に龜千  
代様衆より證文は取被成以後の晴れに可被成との  
了箇に可有御座儀とい不奉存い龜千代様は爲あ  
被爲輕御一命は如才被成間舖由兵部様のは藁紙も

座の様よ及承仕處にケ様の事乍憚御尤どの不奉存  
 一當時御目付を被召仕品相越被召仕いと申儀の古來  
 此家にては目付衆と申者無座の義山様代より始  
 り申綱宗様兩代に終に目付役の奉行衆出入  
 用衆小性頭衆毎度密談の處へ被相加之儀の無座の  
 處に去年より兵部様の差圖と相見右三職衆の中ケ間  
 へは目付衆を被相加於御前諸事披露にもは目付を  
 前に被差置の事  
 一御用ども被爲聞の事第一兵部様より前代の仕置  
 をはけづり被遊新法を立被成いかと奉存其子細  
 の度々公儀は目付衆下りの節上意の涉條目發端の

仙臺領仕置等可爲如前代と座の處に兵部様の一人  
 の了簡を以て上意を違背と奉存大猷院様上意に  
 も國々の仕置も江戸同前に可相守よし義山様は意に  
 ては勿論此段の日本國中無隱の事お座の江戸の  
 作法もは老中様方諸事の密談にては目付衆を被相加  
 儀の無座の承り申其外國々にて諸大名の  
 仕置にも異國の存本朝おの去年より以來兵部様に  
 ては目付を被召仕様の儀の不及承し尤御家前代未  
 問の儀にて座の今度溝口源右衛門殿櫻井庄之助殿  
 江戸へ歸府とては發足被成以時分何れも罷出其節  
 も家老中並に目付衆も申すは是以跡々の例を相替ら  
 れ右の通品を越被召仕尤家老中出入用衆小性頭衆へ

兵部様は疑心被成し故此度改修目付衆を被差副奉行  
 頭人の威光軽く罷成しに付は領内の百姓どもに安堵  
 の儀無之管顯然と奉存し以愚案奉考しへば當地の目  
 付衆は人又勝れ龜千代様へ忠義致され儀の不及承  
 け得とも内々よて兵部様へ取入は用に立申儀に座  
 右の通がと奉存し事  
 一御懷守衆の儀の去々年公方様は龜千代様初ては目見  
 被成し時分まで大條監物茂庭周防原田甲斐兵部様よ  
 り被爲召しめての意に今度初て龜千代様は目見被  
 成し處中々公儀より旁以殘所無之いて別しては大慶  
 思召し偏に是の守の衆は養育被致方能ゆゑと被思  
 召し由色々重きは意ともめては金小袖等被下置無殘

所仕合にては座し處に今程の左様は体も不承し得ば  
 唯其表裏は座し哉と奉存し數年二六時中苦勞氣遣ひ  
 仕龜千代様は用お立し時分は守衆肩を並べ申仁外に  
 無座と奉存し事  
 一日野九十郎儀に付日野三太夫を袂追拂し事合点不參  
 と申上し儀外様よて申の先年奥山大學差圖にて九  
 十郎後見九十郎親類の内四人とやらん申付置し處右  
 四人の内を離れ三太夫一人にて九十郎差圖仕しとれ  
 科にて追放の由及承し大學仕置の儀を唯今取上可  
 被成儀の有御座間舖かと奉存し事  
 一諸侍み役錢被仰付し味吟の相違の段の兼て申含  
 い事

兵部様は疑心被成し故此度改修目付衆を被差副奉行  
頭人の威光軽く罷成しに付は領内の百姓どもに安堵  
の儀無之管顯然と奉存し以愚案奉考しへば當地の目  
付衆は人又勝れ龜千代様へ忠義致されし儀の不及承  
し得とも内々よて兵部様へ取入し用に立し儀に座  
し右の通がと奉存し事

一 御懷守衆の儀の去々年公方様の龜千代様初ては目見  
被成し時分まで大條監物茂庭周防原田甲斐兵部様よ  
り被爲召しつての意に今度初て龜千代様は目見被  
成し處中々公儀ふり旁以殘所無之して別しては大慶  
思召し偏に是の守の衆は養育被致方能ゆると被思  
召し由色々重き意ともあては金小袖等被下置無殘

所仕合にては座し處に今程の左様は体も不承し得ば  
唯其表裏は座し哉と奉存し數年二六時中苦勞氣遣ひ  
仕龜千代様は用お立し時分は守衆肩を並べし仁外に  
無座と奉存し事

一 日野九十郎儀に付日野三太夫を被追拂し事合点不參  
と申上し儀外様よて申しは先年奥山大學差圖にて九  
十郎後見九十郎親類の内四人とやらん申付置し處右  
四人の内を離れ三太夫一人にて九十郎差圖仕しとれ  
科にて追放の由及承し大學仕置の儀を唯今取上可  
被成儀の有御座間舖かと奉存し事  
一 諸侍お役義被仰付し味吟の相違の段の兼て申合  
し事

一拙者事度々此家へ忠義を申上儀は失念不被成しよし  
 意承知仕は是以難有仕合奉存古來天下國家の  
 御政の不以人を廢を害と申儀政道の一ツにて座  
 と承い處に私儀の惡義の志は覺被成しよし座  
 得の殿様兵部様御爲の儀を申上度と奉願い處を直  
 に被爲間間舖よしにて座は得ば是以私をも讒し申  
 哉と奉存い若左様の事にて座は、相尋承度奉存  
 い最前申上儀通乍憚殿様は爲宜敷様に奉存い許を  
 存念までにて座は此段爲無御疑心以神文申上儀條  
 一々被聞召届重ては意の旨奉承知退て又々愚案の趣  
 可奉言上い右の通可然様も被仰上可被下い以上

四月四日

里見十左衛門判

原田甲斐殿

追て申上儀拙者別心無座段別紙神文差申上儀  
 一今度兵部様之申上儀乍憚兵部様は自分の恨杯座  
 いて御爲惡敷被成御座は様にと奉存申上儀に無座  
 座い事  
 一拙者立身の望にて申上儀に無座は其段は加増被下  
 い共拜領仕間敷由兼ては誓紙申上儀彌其覺悟に相替  
 義無座座い事  
 一此進退にても出入用衆は小性頭衆は評定役は守役は  
 家老役より被仰付いとも畏入い御受申上間舖い偽に  
 兵部様唯今の心入にては家の不爲筋と奉存い  
 迄て申上儀に座は別心無座座い事



右の趣一言ふても於偽の添も神文

寛永六年四月三日

里見十左衛門 判

原田甲斐殿

(以下二十編に出)

○天草騒動の實説 (十八編の續稿)

此時島原の城主松倉長門守の江戸に在りけるが留守の家  
人有馬の里正次郎左衛門の弟角藏といふ者ひそかに耶蘇  
教を唱へて衆人をそゝめ入ると聞き是に忽せにすべのら  
ずとて僚吏本馬九郎左衛門林兵左衛門兩人を遣して角藏  
の舉動を驗みさせしに果して其言の如しさらば召捕れよ  
とて捕手を有馬に遣せしよ耶蘇教徒大に怒りていかで角

藏をは其手お渡さんやとて競ひ起りて捕手の役人を切殺  
し村々騒ぎ立つと一方ならず島原の老臣岡本新兵衛多賀  
主水これ聞き鎮定せんとて軍勢三百人を帥ゐて江東寺  
に陣を張り使を深江に遣りて村民よ汝ら何くまで賊に組  
まする心なりやいかゞと問はせけるに村民等一應の答へ  
もせず遽に起り立て使者を退歸し賊をつくりて江東寺お  
押寄す岡本多賀大に怒りて惡き土民らが振舞のなとて鉄  
砲組の足輕を進め鉄砲を雨霰の如く打出さしめ賊兵の撓  
むどころを見て烟に乗して切立ければ賊兵一支もなく逃  
走る二人指揮して烈しく追ひ撃ち八十人餘を討とめたり  
賊の餘衆布津村に走り留まりければ兵士尙ほも追ひ撃ん  
といふを主水とゞめて吾等の下人らの皆土民の親戚なれ

深入せば不側の變あるべしとて兵を引て還れりまかる  
 に賊兵の勢のまそく熾んふて急お島原へ押寄せて城を  
 攻め立る主水城を圍まる、不利なりとて兵を引て城外  
 よ出て對陣しけるに城中ひそか敵に内應する者あるよ  
 し聞えければいそぎ城に入りて調ぶるに果して賊の一味  
 の者を獲たり賊主水の兵を引て城中に入るを見て隙間も  
 ある進來りて斧を以て城門を打碎き競ひ入らんとす城兵  
 木村彌兵次大音にて敵の高れ知れたる集勢なるぞ防げや  
 人々どて槍を舞して先に進とし賊兵二三人を突倒す曾我  
 八右衛門も頻りお軍卒を指揮して大砲を續打に發しけれ  
 ば賊兵これに恐れて辟易す城兵は敵の引色あるぞとて  
 烈しく切て出ければ賊立所もあく崩れ立て濱邊をさして

逃行き船に乗りて逃去りけりされども討たる、者數を知  
 らず角藏及び妻子等をも得ければ即ち右の者ども十六人  
 の首を刎ね早追を以て右に趣を江戸へ注進せりまかれど  
 も賊勢のまそく熾んとあり追々に馳加はる者多く遂に  
 八千人餘にぞ及びけるおくて又天草四郎も兵を天草島お  
 舉げけるに島原の賊ら四郎を奉じて大將となし其勢彌々  
 張りければ天草島の守護人三宅藤兵衛大おかどろさいそ  
 ぎ兵を引連れて大島子お陣を取り賊の徒黨數人を捕へて  
 これを斬り兵を進めて賊と戦はんとす人々押止めていは  
 く大矢野上津浦等既に悉く敵兵のためには陥られ賊兵の野  
 山に充滿せり少勢を以て立向ふべきに陥らずいそぎ援兵  
 を本城に乞ふべしとて諫む藤兵衛實にもとて此趣を唐津

よ告げていそぎ援けらるべしといふ時に唐津の城主寺澤兵庫頭も亦た江戸に在りければ留守の家人驚くのとめて議論決せず數日を送るうち賊兵のまそく殺掠をほしきまゝにし其亂暴言ふばかりあければ藤兵衛又も急を告るとまきりなり因て十一月唐津より岡本次郎左衛門岡島七郎左衛門澤木七郎兵衛を大將として軍勢一千五百人を引率せしめて船路より富岡(富岡)天草島を鎮するの城ある所を援くまかるに島原に在るの賊兵これを聞き天草の賊を援けんとして海陸より並び進みて大島子に迫り急に攻立るに村民また賊に應ずる者ありて火を村々に縦ちければ唐津の兵苦戦すれども遂に打敗られて走る賊益々進て本戸を攻む其鋒甚だ鋭し三宅藤兵衛言甲斐なき味方の振

舞のあどかめき叫で敵中へ突入り遂に討死せりこれを見一同時に崩れ立つを原田嘉種ひとり踏とまきて血戦し敵の彈丸旗印も中るもの七ッほどにおよびければ少しも撓まらず静々服して敗兵を収めて富岡城にぞ歸りける

(以下二十編に載す)

○松前屋五郎兵衛一心太助の實説 (十八編の續き)

かくて大久保彦左衛門又家光公に向ひて島田川崎内田三人と五郎兵衛とに勝負とさせて討さしめさへかくありなば五郎兵衛の本意ならんとやす家光公聞かれてその然るべし宜きお計らへよとありければ彦左衛門直よ此旨を諸役人に傳へて其用意をなさしむ因て勝負の場所の淺草

西並木と定め矢來を結廻して最と殿に造成せり此時五郎兵衛の彦左衛門も逢て此度の儀貴殿の恩を以て身の難を救ひたまはりしと生々世々忘るべきにあらずといふ彦左衛門いはくそは我らが仕業にあらず是れ皆作邊が直より出る所なりといふ五郎兵衛かさねていひける右よつき一の願ひあり我ら彼の三人どの先日岳で立合ひ徒手を以て仕つけ置たりされば此度の我が倅彌市といふ者十三歳になれるを相手に出したし又女房は陸奥の家人の娘にて長刀等の心得もあればこれを介添として勝負をさすべしといふ彦左衛門をは甚だ覺束あし十三歳の少年に三人を相手とさするのいかゞなりといふを五郎兵衛の議氣遣ひなし彌市一人あても苦しからざれども勝負の

となれば母と添ゆるなりと切に請て止まされば彦左衛門まからば將軍へ言上して取計らふべしとて家光公の前より出て右の趣を言す家光公その氣遣ひなるものありとある彦左衛門我らも餘りに不安心あれば再三押止むれども五郎兵衛強て願ふゆゑかく言上するなりといふまからば彼の者ども一人づゝ出して勝負さすべしとあせければ彦左衛門畏きて退き五郎兵衛を呼て右の旨を申渡す五郎兵衛何の一人づゝ及ぶべきや倅が腕に覺えあり三人一度にかゝらすべしとて其日を待にけりかくて其期日にいさまければ家光公彦左衛門を召して汝人を選びて矢來の内へ入置きもし三人に無体の義あらば引分くべしと命ぜらる彦左衛門畏しひひぬとて細井勘ヶ由横田甚五郎兩人の力

量強く且つ事慣れざる者なればとて選出して内意を論じ  
 比邊等の作畧を以て三人の者をも彌市お討そべしとい  
 ふ兩人の心配に及ぶべからずとて承引をかくて勝負の時  
 刻お及びければ島田藤左衛門川崎與五右衛門内田惣右衛  
 門三人北の口より入り彌市及び母の南の口より進入る此  
 時驚固の役細井横田の三人に向ひていかには身らのかね  
 て罪を犯しふる者あるお今日彌市と勝負を命せらるゝの  
 侍名利おいまだ尽きざるものなりかまへて卑怯に働さわ  
 るべからずといふ彌市の父の代りに立て三人を相手とせ  
 ること此身の懇何かりこれに過ぐべきとて刀を揮ひ身を  
 め躍り出て誰にもあれ參られよといふ藤左衛門一番お進  
 出で刀を抜ていざまぬらんとて切てかゝる双方しばし戦

ひーが彌市やつと聲をかけ藤左衛門が右の腕を討落すと  
 見えければ藤左衛門の弓手へどうと倒れたり與五右衛門  
 惣右衛門二人のこれよ氣を奪はれうろたへながら刀と  
 抜て切りかゝるを彌市走りよりて與五右衛門が左の肩よ  
 り切落せば是れもおなじく倒れ伏す惣右衛門氣とはげま  
 し刀と振てあしらへば彌市最早汝一人なり面倒なる奴り  
 などとはづみを附入り是も腕を切落せり彌市走りよりて一  
 くよ首を打落せり此旨將軍よ言上するよ甚だ喜悅ありて  
 彌市を小性よ召出されければ彌市改名して松前民谷と稱  
 し又父の五郎兵衛よ島田内田川崎三人の知行合せて二  
 千二百石を賜ひ近習役を命せらる松前帶刀即ち是れなり  
 以上記する所の秘中録諸家深秘録異本諸家武勇記何

れも古寫本(よ)據りまゝ、大久保武藏鎧を參取す

(をはり)

○水戸黃門藤井紋太夫手討の實説

水戸光國卿其家人藤井紋太夫を手討せられしとの講談  
師も常よこれと説き先年演戲よても興行せしとあり其實  
説の紋太夫の元と小身なりしと光國卿取立ありて八百石  
と興へられ嫡孫中將吉宗朝臣へ附られたり云かるよ紋太  
夫の俊悪の者あれば賄賂を貪り私の取計多く後よいか  
にもして我一人よて水戸の家を支配せばやと思ひ味方よ  
なるべき者をかたらひしよ凡三百人ばかり加擔の者あり  
又いかなるゆかりの者ありけるよや幕府の老中某侯へも

取入り黃門亂心ありし旨讒言せり因て某侯のこれを信と  
思ひ或る日城内にて老中列坐の席よ於て氣の毒のとを聞  
出したる水戸よ於て光國卿亂心の氣味なるよしと語りけ  
るよ阿部豊後守正武聞きて水戸の某請取なるよ某いまだ  
承けたまはらざる義をいかして其元御聞ありしやされ  
ども今朝も水戸より使者參りたるよ水戸よ於て別條なき  
やと問ひしよ習る事なしと答へたり其元の御聞ありし  
慥なるよやいかの手筋よて御聞ありしよと問ふ大久  
保加賀守忠朝いゝさま御兩所の仰せらるゝところ御尤な  
り尙は能く聞定むべしとて其日のそれよて止みけり因て  
右の旨桂昌院より八重姫へ氣の毒のとなりとて語られけ  
れい八重姫より直よ光國卿へ此旨を人を以て傳へられけ

四十四

り水戸よてのこれよりて段々調べらるゝ又紋太夫が仕  
業なりと知れ悪事忽ち露顯しければ光國卿即ち一計を廻  
らされ此度我ら七十餘歳まで江戸へ出納めとして赴くべ  
し因て中將殿も能といたさせ我等も舞ふべし就ての家  
の者どもも妻子を引連れて見物も出づべしと申傳へらる  
これよりて紋太夫も妻子二人と伴ひ其日能見物も出づ  
外よりの見物人の保田越前守及び旗本一人なり中將能と  
舞ひ畢られ光國卿出端となりしと樂屋へ入りて毛氈一二  
枚敷けよと左右の者も命せられ入口より近習の者二三人  
を置かる頓て紋太夫を是へと申せといければ紋太夫  
何の用やあらんと思ひ切幕の際へ至りしと是れへ進めよ  
とある紋太夫二尺四五寸ばかりの脇差を抜き置き前へ進

五十四

まんとしけるも苦しからず其まゝ帯てまゐれよといはれ  
ければ直進出けるも光國卿二十四ヶ條の書付を懐中よ  
り取出し一々申譯をいたそべしとて示さる紋太夫大よか  
どろき初一二ヶ條の言譯となしければも終り行詰りけれ  
バ此段は私一人よてのこれなく諸士の分も數多これ有り  
候へバ右も承合せ追て返答申上ぐべしと陳述するを光國  
卿聞かれて其方義中將の爲めよなるべき者と存じつきた  
るもより附置しどころ家中を混亂いたす段不届なりよも  
其申譯のあるまじといはれければ紋太夫其場を遁れんと  
するところを引寄せ脇差を以て一突も背中より板敷まで  
刺通し頓てとよめをさゝれ能一番を舞ひ畢り引かけ置き  
懸湯と浴したる後表へ出られて越前守も向ひ能の是切よ

すべし身が汚れ申候其仔細の家人藤井紋太夫義中將の爲  
 めよなるべき者と存じ申置さしよ外の悪人なるも  
 ゑ只今其罪を糺して刺殺し申候是れより御苦勞ながら御  
 身阿部豊後守方へ參られ我ら又代りて紋太夫を手討ませ  
 し段届けたまひるべしといはる越前守御心安き儀なりと  
 て江戸へ至りて右の趣を豊後守に通じけるよ豊後守御年  
 寄られ候よ御怪我もなく感じ入り候ひぬと答へけるとぞ  
 扱光國卿かく紋太夫の妻子を呼寄せ置かれたる故に紋太  
 夫常よ言ひけるに次の圍爐裏の上よ巻物一軸釣置きあり  
 殿中より何事ぞとあらば火中よ投入るべしと言附置きた  
 り其巻物の即ち家中三百人はどの連判なり光國卿ひそか  
 ん聞かれ右の一軸を取上げらるべしとのとよて家中重立

たる者の妻子を召寄せ能見物せしめられしなり行水の間  
 又紋太夫の妻子に其親族へ預けられ紋太夫の家への目付  
 役人を遣し右の巻物を取上げられしが巻物の中將へも見  
 せられず阿部豊後守のもとへ送られ光國卿と豊後守の外  
 に見たる者一人もなかりしといふ

コトワリ



明治十五年一月六日出版御届  
同 年二月十日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

松村

操

神田區佐久間町  
二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望月

誠

京橋區南鍋町  
一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町二丁目七番地

兔屋

誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地

同支

店

同

東京三島町  
山中市兵衛

# 澤

編 者

- 宇都宮釣天井の實説
- 由井正雪丸橋也彌の實説 (十九編の續稿)
- 曾我十郎五郎の實説 (同)
- 天草騷動の實説 (十九編の續稿)
- 忠臣蔵の實説の内 (十八編の續稿)
- 佐野源左衛門鉢の木の實説 (原郷右衛門)
- 江島の實説
- 梅川忠兵衛の實説

明治十五年一月六日出版御届  
 同 年二月十日發行  
 (十五錢)

編輯人 新潟縣平民 松村操

出版人 東京府平民 望月誠

發兌元 東京南鍋町一丁目七番地 兔屋誠

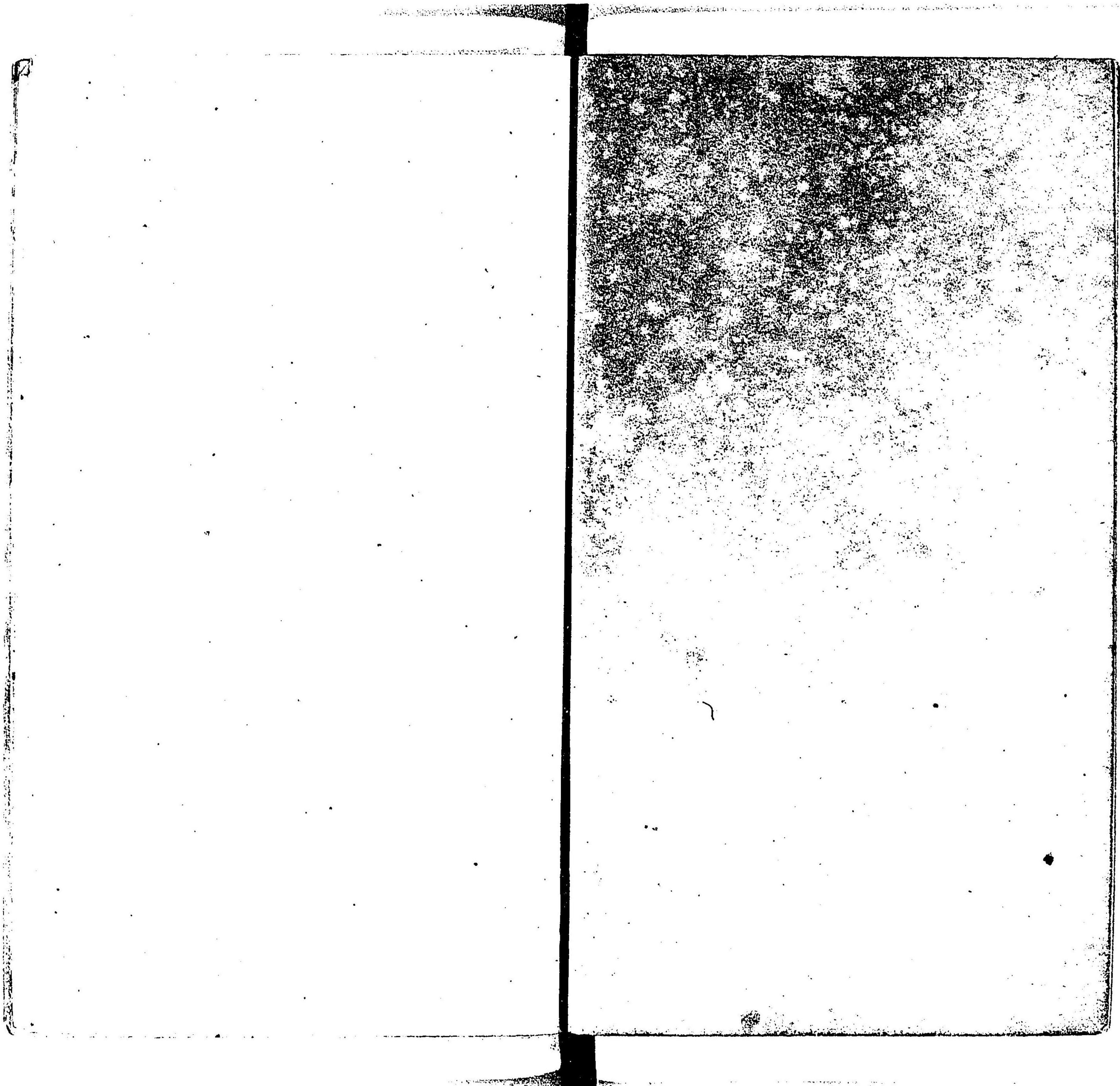
大賣捌所 大坂唐物町三丁目五番地 同支店

同 東京三島町 山中市兵衛

# 實事潭ものがたり

貳拾編

- 宇都宮鈞天井の實説
- 由井正雪丸橋忠彌の實説(十九編の續稿終り)
- 曾我十郎五郎の實説(同)
- 天草騷動の實説(十九編の續稿)
- 忠臣藏の實説の内(十八編の續稿) 原郷右衛門
- 佐野源左衛門鉢の木(十八編の續稿)の實説
- 江島の實説
- 梅川忠兵衛の實説



實事譚二十編

○宇都宮鈞天井の實説

正保年中下野宇都宮の城主本多上野介正純が領地と没せ  
られ出羽に流されし事の顛末を記さむ上野介正純の父  
本多任渡守正信の少壯より徳川家康公に仕へ忠勤をつく  
し數度の戦場にて其功を顯しければ家康公正信に三万石  
と賜はり又其子正純に二万石と賜はり家康公薨せ  
られし後秀忠公より正純に宇都宮の城を賜はり加増あり  
て十五万石とある(或いふ二十万石ありと)正純も屢々功  
ありけるゆゑ其威勢頗る熾ありき

一

初め佐渡守正信に三万石の祿地と賜はりし時巨のものと  
微賤の者あていをかやうも取立られいへバ只今の祿分

二

よ過ぎさりかあらま天の冥加も尽きやとべしと固辭せしが其後子の上野介も我あらん後汝も祿とまし賜はりあば三万石の我も賜はりされば辭そべうらまそれより増賜とりあば必らま固辭そべし祿の身も過るの禍ひの基ありと遺言せしとぞ  
まうるも其後正純命せられて秀忠公の二子國松の後見とあれり國松生長して忠長と稱そ世も駿河大納言と稱そるの是れあり後見の輩ひそりも忠長を以て世子も立んことを望みしは家康公の命もよりて家光公と以て家督と定め忠長も駿府の城と讓らる因て忠長も附屬の人々の不平も思ひし中も正純のいかにもして忠長と以て家督も立をやとて種々も心と勞せしが事終も行はれざりま正純も

もへらくかゝるうへの將軍と弑し其虚も乘じて世子と取替へんものをとてひそりも其機を待居けり  
(以下二十一編も掲ぐ)

○ 由井正雪丸橋忠彌の實説 (十九編のつとま)

初め正雪叛逆とさくみし時偽て紀伊大納言の命と稱し判形を似せ謀書を所々も送りけるが露顯の後右の偽書數通浪人どもの許もありさり幕府の老中集りて一大事と案じ煩ひとく大納言頼宣卿と殿中へ召て此書と見せまぬらそより外あかるべしと右の旨を申送り出仕と待居たりし  
よ尾張中納言光友水戸中納言頼房も出仕あり此事を告る  
よ尾張中納言謀書も疑ひあしといはれしよ水戸中納言も

三

四

いづくにも然しひなんとぞいそれけるりよる處よ紀伊大納言出仕ありて坐よ就うれしうべ井伊直孝酒井忠勝松平信綱此度浪人どものさくみの次第と申述べるに阿部豊後守忠秋彼の状を披露しけり大納言残りぞ見て氣色うちとけられて返そくも目出度こそいへもはや何のおそる事もいはず其仔細は彼の徒黨の面々外様大名の判を似せ謀書を作りよらんよ三代の恩と忘れもしや氣ちがひて謀反と企るとの疑ひもあるべきよ將軍の一族よる我等が判と假せよるゆゑ事故なく治りよるなり天下安全よこそあれと悦面よあらはれて見えしうべ兩中納言とはじめ一同感じ譽めぬ人もなかりしとぞ此大納言頼宣の家康公の十一男よて聞えし賢人なり

(をばり)

○曾我十郎五郎の實説 (十九編の續稿)

(虎の事)

虎は大磯の遊女なり十郎祐成屋々大磯へ往通ふらち虎又逢初めしよ虎祐成と戀ひて深くも契りけり去かるよ虎の世よ稀れなる美人なれば鎌倉の大少名大磯よ遊ぶものいづれも虎を招きて殷勤と通せんよ欲せしに虎探を守りて返事よせず皆つれなくこれよもてなせり或る時和田義盛虎のものとへ來りて酒と飲み虎と呼て酌とらせんとそるよ虎辭して其席へ出せ義盛さきりよ使しければ必地あしよとて一間よ入り衣引かつぎて臥しぬ

五

義盛大よしもりおほいも怒りて聞えざる女をんなが振舞ふるまひりあえうこそあれとて罪つみせんとそ虎とらの母はは懼おそれ義盛よしもりをとめ虎とらのもとへ至いたりていくなれば出いざるもや時世ときよも随したがふ習ならひにひとせやといひければ虎とら答こたへて曾我殿そがのぼら原はらは身み貧ひんにして和田殿わだのぼらは威勢いせいさうんなり妾めかけいうで貧富ひんふを以もつて心こころと易やすふべきやとて固かたく辭ひす時に祐成すけなりも來きたりて虎とらの許もとありければ義盛よしもりこれこれを聞ききて兩人りゅうにん席せきへ出いて酒さけを飲のまんを請こふ虎とら己やひと得えて終つひに十郎じゅうらうとともに出いづ酒さけ行かぐるも及びおよびて義盛よしもり虎とらが持もてる盃さかづきを見みて其その盃さかづきいづらにても思おもふものへさせよ是これぞ誠まことの志こころざしならんといふ虎打とらうち笑わらひてゆるさせ給たまへさりとして思おもひのいろといひて十郎じゅうらうもさし遂つひも義盛よしもりにハ一盃いちばいともさうざりけるとぞ後祐成のちのすけなり敵たきと討うち死しするも

及びおよびて頼朝よりとも虎とらを召よして事ことを問とはるゝも虎とら恐おそるゝ色いろなく答こたふべきとバ速すみく答こたへしゆる程ほどなく免ゆるされて歸かへりしが是これより日夜にちや十郎じゅうらうの死しと哀あはれみて己やま老おほ箱根山はこねのやまも登のぼり別わか當行たうかう實じつも逢あひて十郎じゅうらうの冥福めいふくと吊たひらひ遂つひに尼あまとなりて信濃しんのうの善光寺ぜんくわうじに赴おもむけり時ときも年とし十九じゅうきゅうなり後大磯のちのおほいそも歸かへり高麗寺かうらいじに住すましう十郎じゅうらうの後世のちのよと吊たひらふより外ほかなくして終つひれりとぞ

○ (以下二十一編も出そ)

○ 天草騒動あまぐささわうどうの實説じつせつ (十九編のついき)  
 此時このとき富岡とみおかの諸將軍しよしやうじん議ぎをつくせし或あるは此城このしろも立籠たてかごりて一ひと揆かへを防かまぐべしといふもあり或あるは唐津からつも歸かへり大軍たいぐんと起おこして再びまた攻せま來きたるべしといふもありて議ぎ更さらも決けつせせ原田嘉種はらたけしねこ

八  
れと聞き奮つていふ我ら此城と一歩も退くべからず各々  
もし國は歸られなば此意を主君より傳へられよとて死守  
と主張すこれ又勵まされて籠城と決しければ嘉種日夜士  
卒を指揮して備をなす賊ら識していはく富岡は三方海  
向ひ一方は險阻と據る攻落して味方の根城となすべしと  
て雲霞の如く押寄來り城下の人家を焼拂ひ竹把とならべ  
て攻立る城中よりいさざり又鉄砲を打出せども竹把はさ  
とへられて敵と達せず嘉種急よ五十人の足輕を命して竹  
把の一所を目標けてそれとのみ打たせければ竹把遂に破  
れけり城兵おくるなとて木戸と押開き撃出て勁しく切立  
ければ賊ら支へずして走れがされども賊は裏ふる色なく  
又も押寄せて城と取圍みきびしく攻立て遂に二ノ丸と攻

落せり城兵こよと先度と本丸に立籠り力を盡して防ぎ戦  
ひ一人の賊魁を生捕りければ賊遂に兵を纏めて退きけり  
此時急報己よ江戸に達しければ將軍家光公大におどろり  
せられ板倉内膳正重昌を大將として進發せしめらる石谷  
十藏貞清軍目附より又島原の城主松倉長門守も命と下  
していそぎ國に歸らしむ討手の諸將即日江戸を發し二十  
九日長門守嶋原に到着し十二月五日内膳正十藏着陣す賊  
これと聞き急よ原の故城と修覆して男女並に米穀と運入  
れて立籠る是時西國の諸家よりも兵を出して來援け唐津  
の城主寺澤賢高も國に歸り諸軍勢を合せて城に迫るされ  
ども賊城を出て戦はず討手四方よりきびしく攻れば婦女  
九ら又至るまで塀にとりつきて石と投じ中々落る氣色も



八  
れと聞き奮つていふ我ら此城と一歩も退くべからず各々  
もし國は歸られなば此意を主君より傳へられよとて死守  
と主張すこれ又勵まされて籠城と決しければ嘉種日夜士  
卒を指揮して備をなす賊ら議していはく富岡は三方海  
向ひ一方は險阻と據る攻落して味方の根城となすべしと  
て雲霞の如く押寄來り城下の人家を燒拂ひ竹把とならべ  
て攻立る城中よりいさきり鉄砲を打出せども竹把はさ  
へられて敵は達せず嘉種急よ五十人の足輕を命じて竹  
把の一所をめぐりてそれとのみ打たせければ竹把遂に破  
れけり城兵はくるなとて木戸と押開き撃ち出で勁しく切立  
ければ賊は支へずして走れりされども賊は衰ふる色なく  
又も押寄せて城と取圍みさびしく攻立て遂に二ノ丸と攻

九  
落せり城兵こよと先度と本丸は立籠り力を盡して防ぎ戦  
ひ一人の賊魁を生捕りければ賊遂に兵を纏めて退きけり  
此時急報己に江戸に達しければ將軍家光公大よおどろり  
せられ板倉内膳正重昌を大將として進發せしめらる石谷  
十藏貞清軍目附より又島原の城主松倉長門守も命と下  
していそぎ國に歸らしむ討手の諸將即日江戸を發し二十  
九日長門守嶋原に到着し十二月五日内膳正十藏着陣す賊  
これと聞き急よ原の故城と修覆して男女並に米穀と運入  
れて立籠る是時西國の諸家よりも兵を出して來援け唐津  
の城主寺澤賢高も國に歸り諸軍勢を合せて城に迫るされ  
ども賊城を出て戦はず討手四方よりさびしく攻れば婦女  
九らよ至るまで堀もとろつきて石と投じ中々路る氣色も

十  
なりけり家光公は賊勢益々熾かりと聞かれ更松平伊  
豆守信綱戸田甚左衛門氏鐵命し後詰として島原又赴  
しめらる晦日いさり板倉内膳正これと聞きて吾れ賊を  
塵よせんと誓へり去るよ二人又來るとのとき聞か  
及て城を取らざれば吾何の面目ありて二人を見んや明日  
の歳の首あれば賊の備を設けざることに必定なり急攻て  
落すべしとて其支度あり明れば寛永十五年正月朔日内膳  
正諸軍を率ゐて進み攻む賊の弓銃發出すもの雨霰の如く  
なれば寄手討たるよもの數を知らせ先鋒打敗られて引退  
く諸軍繼て進む賊五千人数を乗じ門を開きて突て出づ  
其鋒頗る鋭ければ諸軍死する者多し内膳正重昌馬より下  
り鎗を提て真先に進みさなき味方の振舞うな一足もあ

一十  
引さそと大音よ呼はりく制すれども崩立さる癖あれば  
應老る者なし内膳正大よ奮ひ手勢のみと引具して壘と  
え壁も取附きて登る賊の投出す矢石益々急なれば内膳正  
兜砕け鎗折れ遂に彈丸も中りてぞ死しさりける重昌壯年  
の時より軍功擧て數へがさき勇將なれば天下これを惜ま  
ざる者なし家光公も後此事と聞かれて可惜勇將と失ひぬ  
ることの無念さよとて涙と濺がれしといふ  
凶徒の亂江戸聞えし頃十一月十日なり柳生但馬守  
宗矩此日有馬玄蕃頭豐氏の家を散樂ありて行居りし  
家人來りて肥前嶋原も切支丹宗門の者起り板倉内膳正  
追討の使と承りはや發向いといひければ但馬守用人も  
向ひ急ぎて宿所へ歸るべき事出來ぬよき馬を貸しよま

へといへば心得ありとて馬と牽よつ但馬守打乗つて品川は馳せつさ板倉はと問へば遙く過ぎさせたりと答ふ川崎は馳せつきて問へば今の二三里も隔りありといふ日己は暮よ及べば引返して城よ登りすべき旨ありて伺候しひひぬといふ家光公何事よやと問はせらるるも但馬守只今承りしへば九州は宗門の徒發起し内膳正重昌追討の命と蒙り馳せ向へるよし某仰せと稱しおしといひべきと存じ追うけしへども追つるを此由ゆさんよめなりといふ何故よ押止めんとし思ふぞと尋ねありさんし宗門に付て起る軍の大事の者よてし重昌必定討死仕るべしといふ家光公重昌討死すべき仔細いういと問はせらるる但馬守さればこそ兵の道の勇と先とす凡愚の輩

宗門と深く信じ其法とく守りて死と以て身の譽とあも百千の人死と恐れざるの勇士となりし事の宗門の故よてこそしへ重昌思ふも似ず攻あぐみてしひなんよのし一門の内うさわらずば宿老の人々重て追討の命下るべしとてうらば重昌の固より廉恥と重し節義も厚き士なり何ぞ生て再び關東よ歸るべきわたら勇將と討たせしひあん事誠よ口惜くこそしへといひければ家光公後悔の色ありしとや程なく伊豆守信綱等島原よ至る細川肥後守光尙一万餘人を帥わて來援す伊豆守諸將よ向ひて凶徒ら皆愚よしてかたく守れば侮るべきよあらず長く圍みて困むべしといふ人々皆然なりとてこれよ従ふ時よ立花左近將監宗茂細川

越中守忠利黒田筑前守忠之有馬玄蕃頭豊氏鍋島信濃守藤  
 茂松平丹後守重直等いづれも來會せり伊豆守信綱長崎よ  
 り荷蘭人と召寄せ命じて大砲と城中に放させ越中守忠利  
 筑前守忠之も舟師と遣し鉄砲と志きり又放懸て攻立けれ  
 ば賊徒大に困み土室と造りてこれに潜み彈丸と避けたり  
 けり二月よりいさり城中糧米乏しくなりければ夜討して米  
 ととらんとて其支度をなす二十一日の夜賊五百人黒田の  
 陣所をおしよせ二陣の兵二千人と二手分ち繩攀して合  
 詞と定め首なとりを食物をとると第一の功名よせんとな  
 知し陣屋と焼んさめ又檜の木と削りけりしして腰よさし  
 丑の刻をり月もおぼろは暗きと便り又黒田の營よ近き  
 同時又聞の聲を擧れば城中よても呼喚してこれと助く黒

田の士大將黒田監物父子面もふらむ支へ戦ひしが流矢よ  
 中りて討死しければ從兵四十三人枕を並べて討れけり賊  
 大に勇み進みしうども黒田美作入道睡隔うたく柵と守り  
 ゐる中に黒田市正高政鎗を舞して賊二三人突伏せ市正こ  
 とよあり一足も引くなきさなき振舞せば軍神も照覽われ  
 斬て捨るぞと呼はる聲を聞て賊爰に破りがたしとて寺澤  
 兵庫頭の陣所よ進行く三守藤左衛門支へ戦ひ痛手負ひよ  
 り賊又鍋嶋の營の井樓よ火とりけし又伊豆守信綱の夜廻  
 の士岩上覺之助尼子八郎兵衛紀州の使者山中作右衛門と  
 打連れて來りしがこれを見て三人さんく又防ぎ戦ふ鍋  
 嶋の軍兵馳集り入れのせむとて防ぎけるよ竹把よ火燃う  
 つりて明あると白日の如くなれば賊かなはで引返す此夜

賊の斬らるゝもの二百五十餘人及べりといふ  
 細川の家人も川北九太夫といふ者あり川尻の代官を命  
 せられし川尻の海邊船の着く處まで細川の米藏あり  
 天草への海上七里と聞ゆ九太夫非常の用意よとてうね  
 て獵師の鉄砲の數を調べ置けり天草の凶徒起ると聞て  
 川尻の海岸あ一間一本づゝ竹を立てさせ一本毎に火繩  
 を結ひつけ五本一人の獵師と配りけるも凶徒川尻の  
 米を取らんとして夜船と出して見るも川尻はいくらとも  
 なく鉄砲を備へて見えざるゆゑ扱の熊本よりはや軍兵  
 の來り守れりとして船を戻しけり川尻の米をとられなば  
 賊の糧米急よの盡まじりければ賊の城中早く糧も困  
 みさるの九太夫の功なりとぞ

(以下二十一編も出せ)

○忠臣藏の實説の内

原郷右衛門

(十九編のついき)

うくて總右衛門の赤穂を去りて大坂も赴き曾根崎の邊り  
 に僑居してありけるが江戸も在るところの同盟の士堀部  
 奥田等まきりよ事を取急ぎ屢々書状と以て催促や來りけ  
 れば京都大坂に在る人々も大に勇み立て度々山科も至り  
 て促せども内藏の助更にいそがせかゝるうへの相伴ふて  
 山科も赴き有無の返答を聞くべしとて總右衛門はじめ數  
 人連立て内藏助の許よいたり其心底を問ふ内藏助いはく  
 某舊冬江戸下向のとき肝膽を開きて義の當然と説けり關

東の人々をばじめとして某が指揮まうせらるべき心得  
 なればこそ某また其宜きと指示せしなれまうるにやとも  
 それバ事といそがる段更に心得まとかく月日の過ると  
 いへども大學殿の浮沈を見ざれば事を果すべきまわらず  
 もし大學殿少祿よても亡君の跡目立なバ一同仇と復せん  
 と義まわらずその時は某一人一同に代り主意を立て吉良  
 氏ま憤と散まべしとへ本領を賜はるとも新知を仰出さ  
 れなバ先君の恥辱なればその節かねての合せのとは  
 り日頃の宿意と達まべし我が心得此外又異存あるとなし  
 といひければ總右衛門いふ我等つらく思ふに大學殿の  
 成行と見合せずして事と早まるの非なるの内藏助殿の言  
 ばるるところ道理にかなへりもし亡君の家筋と立らるる

とあるとき我ら一同吉良氏ま恨みをかへさんと遠慮あ  
 きよあらせされども去年三月より今日に至るまで盟約を  
 變せざる者いふ及ま其後おひく又同盟ま入るも  
 のといへども皆な身を臨にあそとも其の志と遂んとおふ  
 ふ者どもあれをたとへ御家の跡目立つともうならせ其  
 志の翻そべからせざるよ今内藏助殿の申さるるところに  
 ての跡目立つときに内藏助殿一人にて主意を立られん  
 とのとありまうらバ内藏助殿一人のみ義士として其餘の  
 人の腰拔となるべし千万残念の至りなり此儀又與そる者  
 この異論あらんと兼てより察するにより各々復讐をい  
 そぐと見えたり君父の讎に外事まかまはるべき謂れな  
 し人々のいうにもあれ某ま於て赤穂の城にて死そこな

ひたれば今さら生て出家禪門も入るべき所存なし各々は  
 いよいよ思はるゝにやと論じければいしくもやされり誰  
 うの此義も戻らんと一同此詞も従ふ此時吉田忠左衛門小  
 野寺重内制していふ今内藏助殿の言はるゝところも我一  
 人義者とならんとにあらま名跡の立たるうへにて多  
 勢吉良家に討入るときは再びは家の滅亡せんをふりく  
 慮りてなりされば衆も代りて志と立諸士の忠義をも空し  
 くせまは家の再興も妨げあくらんことをおもひての詞  
 ありまうれども諸士とてもその志とひるがへすことのみ  
 君家の再興も換へがたき情あればこの兩端はさ内  
 藏助殿の決断もあるのみといふ時諸人ひふそら事をい  
 そぎ内藏助も引分れて志を果さんやうを見えければ内藏

助かくての家再興の大害ありとてさま詞と盡して  
 人々を宥め各々の志さほどお堅きことあらば必らず我ら  
 も離れても事を擧げらるべしさりながら大學殿の浮沈を  
 見ての後のとよせざるべからんと涙を洒ぎて制しければ  
 人々も遂にこれに服してさらば又關東の諸士をなむむべ  
 しとて吉田忠左衛門近松勘六下向のとに決して其日の各  
 々退散せりうくて二人關東へ赴きし後内藏助總右衛門を  
 呼びて吉田近松二人關東へ下りされども尙ほ同地のと覺  
 束あしは邊もま跡より下向ありて二人も力を添え江戸  
 に在るところの人々の輕擧をといめらるべしといふ總右  
 衛門速も承知して江戸も下り堀部、奥田等も逢ひて内藏助  
 の意と傳へりくやせばとて大石氏をはじめ我々もいたる

まで毛頭義心と怠るにてこれなし必らせとも安心せ  
 らるべしとにもかくも大學殿の成行を見ざるときよ  
 輕擧ははなはぶ君家再興の妨げとあれ暫らく止めや  
 なりと説きければ堀部、奥田等もまうらばとまれゆくま  
 暫く内藏助殿の意に従ふべしとて服を總右衛門大は悦び  
 て尙ほも後の事を議して京都へ歸り内藏助は面會して關  
 東の有様を告げふたたび大坂に出て住居せり吉田等の江  
 戸に在り總右衛門の大坂に在り小野寺重内は京都に在り  
 此三人心をあはせて内藏助と助けたれば計畧もこれがた  
 めにまそく堅く整ひたりとぞ總右衛門大坂に在りける  
 時僑居より程遠からぬ小坂田村は百姓喜左衛門といふも  
 のあり總右衛門その頃娘を持ちければ右の喜左衛門は嫁

しむべしと約束せしがさてつらく思ふも親として子を  
 思ふは天然の道あれ我が亡き後よいたりて流浪せんと  
 と愛へて娘を農家縁組にしたれども我江戸にて果さる  
 のちにて總右衛門の君の仇を討ちされども命生さんの  
 所存おや後日の隠れ所は娘と郷村の百姓は嫁し置きたる  
 が思ひの外は討死したるの詰腹切りたるのなど世人の  
 誹りに逢はば無念此上あるべうら我命のある中よ  
 婚姻とバさせまじ幸ひぶまわらば餓死もせまじとて事  
 託して婚議を破らんとそまうれども喜左衛門一たび約束  
 せしとなればとて聽うを總右衛門まうらば三日ありとも  
 嫁がせし後よて離縁さすべしと思ひてかほどにやさるよ  
 とならば破約はいふまじ其替りよの急よ婚禮を行ひた



まはれといふ喜左衛門その意まかせ娘を迎へて婚儀と  
 整ふ五日がへりに娘來りしに六日目及びて總右衛門喜  
 左衛門父子を招き刀と以て引出物とあしさていひける  
 近ごろ無心の至りあがら仔細あれバ娘又暇をよまはるべ  
 しといふ父子大いおどろき返答ぶも及をであされる  
 やうそなり總右衛門不審は尤もなり我ふかく考へて  
 此事に及びたれども行當りあるとありて今更いうんとも  
 しがさし主意の神文を以て盟ひされバ口外に出しがさし  
 といふ喜左衛門父子其主意と告げられさし我等人も洩す  
 べきよあらせ此儀神文又血とそさぎて盟ふべしとて血を  
 刺んとそ總右衛門といめていはく今娘の好みよよりて血を  
 身等よ交るといへどもその私事なり今主意と口外に出し

がさしといふの舊主の公事なれば身らの心慮を疑ふと  
 にのあらざれどもいかなる公と以て私又換もべきや一旦  
 神文又盟ひしとあれバさへ身命と失ふとも人に洩すべ  
 きいのれあし我ら心中心と察せられ強て問はるゝなくバ  
 喜び此事あり淺智のほど後悔すとも及をささし聞入れさ  
 まはれと餘儀なくいふこれによりて父子その義氣又感じ  
 やがて其娘を返せりといふ總右衛門後再び江戸へ下りし  
 時は姓名を變じて和田元真と稱し醫師と稱せしよし或ひ  
 の前田善藏ともいへり討入の夜總右衛門多く働かしが其  
 夜の令の内藏助總右衛門と謀りて定めしものよし其條  
 よ曰く

一 玄關の鎗の穂先弓の弦切可事

一 布の小袋よ、藥梅干のとなりを、入息切の時分用可事  
一 白き布と面々袖よ、縫付味方相じるしよ、可定事  
一 山の問川の答の事  
一 三人宛や、合組合可働事

右の如くなりしと、さて泉岳寺へ引上るに及びて、内藏助の下知より、総右衛門富森助右衛門と、よもに、盪留橋より諸士に別れて、愛宕下なる大目附仙石家の屋敷より、復讐の事と、届け畢りゆるし、と受けて、泉岳寺へ至り、一同と、忠臣蔵實説補遺の條よ、記を合せ、見るべし、四十餘人分て、四家へ預けとなるお及びて、總右衛門細川越中守の邸よ、預けらる切腹を命せられしとき、五十五歳あり、辭世の歌よ、曰く

うねてより君と母とよ知らせんと  
人よりいそぐ死出の山路

法名よ、乃峯毛劍信士といふ

或る書に、總右衛門の妻其男子の五歳よなれるを、刺殺して死せるよしを、記せれども、誤りなり、總右衛門の次男を、重次郎といふ、總右衛門切腹の時、五歳なり、正徳五年、遠島とゆるされ、松平安藝守よ召抱へられ、六百石を賜はれり

○ 佐野源左衛門鉢の木の実説

最明寺入道時頼諸國と、遍歴せしとき、佐野源左衛門の家よ宿りしといふ事、いもと、謠曲よ作り、さると、後演劇よもうつ

してこれをものそめりされども此事の古書は見當らず多  
 くの謠曲作者の作り出せしとなるべし(北條時頼記は是ら  
 の事見ゆといふ人あれども是の近き頃出来たる俗書なれ  
 ば證とするも足らず謠曲のまゝと載せたるなるべし(佐野  
 源左衛門常世といふ人の世は傳ふる佐野系圖より見え  
 (謠曲拾葉抄といふもの三郎政常の子なりとある何よ  
 據りたるもや)是れを作り出せし本据とせしと思はるる  
 先づ増鏡も見えたる草枕の條並は北條九代記、太平記に見  
 えたる老女の事など據れりと見ゆ増鏡の文の時頼朝臣  
 の。康元元年まかしらおるしてのちまのびて諸國と修行し  
 ありきけり。それも國々のありさま人の愁ひなどくはしく  
 あまぐりきうんの。はうりごとよてありける。あやしのやど

りまゝちよりての。その家ぬしがありさまとひきく。こと  
 わりあるうれひなどの。うづもれさると。きよひらきての。我  
 のあやしき身なれども。むうしよるしきまゆ(主)ともちま  
 てまつりし。いまご世まやとはする。と消息とてまつらん。も  
 てまうで聞えまへなどいへば。なでふとなき修行者の。  
 なまばかりうの。とのかもひながら。いひあはせて。そのふみ  
 をもちて。あづまへ行て。まうと。としへしまよいひて  
 見れば。入道殿の御消息なりけり。あながま。とて。ながく  
 うれへなきやうまとうらひつ。佛神のあらはれまへると  
 て。みあぬうとつきてよるこびけり。うやらの事。すべて數え  
 らまありしほどに。國々も心づりひとのみしけり云々とあ  
 り又老女の家と取立し事。右二書(北條九代記、太平記)の要

を摘みて記さむ時頼諸國を遍歴して攝津の難波浦より日暮れて或る家へ宿せし其家軒かふふき壁顔れていふせきよ老ふる尼一人住めるがみづうら飯と焚きて時頼又進めり時頼尼の賤しき業に慣れざると見て必よいぶりてこれと問ふニ涙とぞうぎていふ我が家世々斯邑の長よりしよ不幸にして夫を喪ひざる後子もまふついきて死せり因て家衰へて遂に人のよめは押領せられされども訴ふるところなく獨りうらるはうなき身となりて餘命を保つなりといふ時頼あはれよおもひて鎌倉より歸る及びて其家と取立て命トて其舊邑を復せしよしと記せり鉢の木之事にかゝる傳説の古よりあると佐野の事よ取なしして作りしものなるべし正しき故事ぞと思ひ誤ると勿れ

○注島の實説  
 江島の流刑と處せられし正徳四年のとなり今其の實説を記さむに淺草諏訪町は柄屋善六といふ者あり諸家の用達をなし富有なる身ありしが又その目を掛る者も出羽屋源七といふありて同町に住居せり源七もとい懐月堂安支と叫びて大和畫をうくを以て業とせしが後ち善六の引立てて藏所の米宿となりたり或る時兩人相談していとく本丸をばじめ城内諸所の炭薪の用を承りな内端もつもりても一年四五万圓の金高かりまかるといふまじ城內八ヶ所の用を達するものなければ此儀を企つべしとまうるときに其利潤莫大ならんとて種々に内談せしが善六此事表向の